

大阪市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

大阪市

目 次

第 1 章 計画策定の考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け..... 2

第 2 章 ごみの概況

- 1 ごみ処理の現状 3
- 2 これまでの取組の概要 8
- 3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性 1 2

第 3 章 基本計画

- 1 基本理念 2 1
- 2 基本方針 2 2
- 3 計画期間 2 3
- 4 計画目標 2 3
- 5 計画量 2 4
- 6 本計画で取り組む施策体系 2 7
- 7 具体的施策 2 8
- 8 ごみの処理 4 1
- 9 災害対策 5 1
- 1 0 生活排水（し尿等）の処理 5 1
- 1 1 計画の進行管理 5 1

第 4 章 食品ロス削減推進計画

- 1 計画の基本事項 5 2
- 2 食品ロスの現状 5 4
- 3 削減目標 5 9
- 4 推進する施策 6 0
- 5 計画の推進体制 6 3
- 6 計画の進行管理 6 3

«おことわり»

記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

第 1 章 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

大阪市では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、これまで、ごみの適正処理という観点だけでなく、3R（リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組を市民・事業者の皆さんとともに積極的に進めてきた結果、ごみ処理量はピーク時の半分以上となり、焼却工場の稼働体制の縮小など大きな成果を達成してきました。

令和 2（2020）年 3 月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」（以下「前計画」という。）では、SDGs¹の視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえ、食品ロスや使い捨てプラスチックの削減など新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推し進めることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により一時的にはごみ減量があったものの、社会経済活動の回復とともに、ごみ処理量が増加しています。

現在、国内外においては、カーボンニュートラル（脱炭素）²、サーキュラーエコノミー（循環経済）³に係る取組など、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。国では、令和元（2019）年に G20 大阪サミットにおいて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に基づき、2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロの実現をめざすことが求められるとともに、令和 4（2022）年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、令和 6（2024）年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられるなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化しています。

本市では、これまでのところ外国人住民の急増による人口の増加傾向が続いていますが、高齢化の進展、インバウンド（訪日外国人客）の増加、デジタル技術の進歩、自然災害のリスクの高まりなど、社会経済情勢の変化に柔軟に対応していくことが求められています。

こういった状況変化を踏まえ、市民、事業者、地域コミュニティ、市外からの通勤・通学者、観光客をはじめとする来阪者などあらゆる主体との連携のもと、SDGs の達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めるとともに、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくため、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

¹SDGs（持続可能な開発目標：平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール等から構成させている。

²カーボンニュートラル（脱炭素）：ライフサイクル全体で見るときに、二酸化炭素（CO₂）の排出量と吸収量とがプラスマイナスゼロの状態のこと。

³サーキュラーエコノミー（循環経済）：資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムのこと。

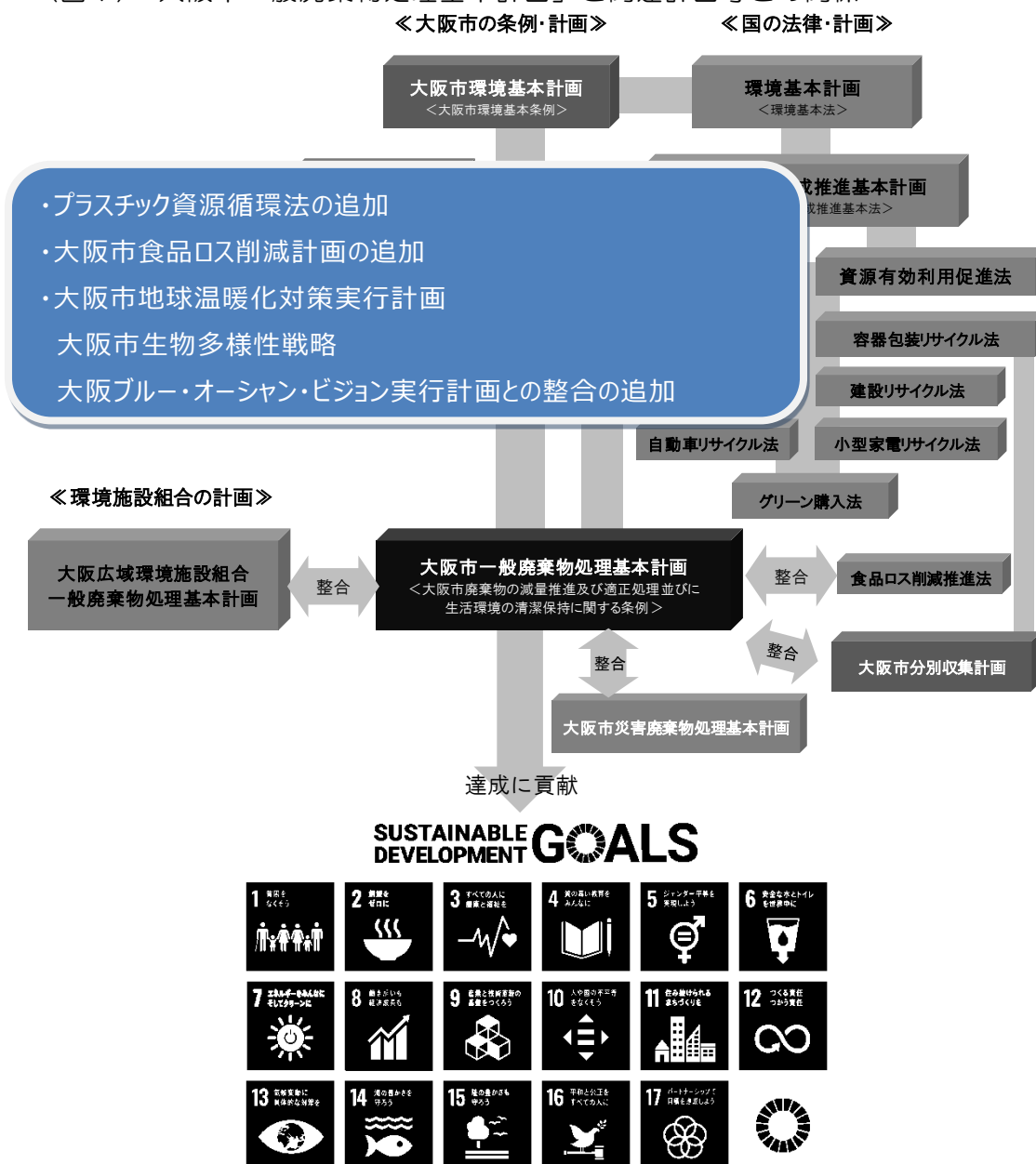
2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、市域内の一般廃棄物の処理について定めるものです。

また、本計画は、大阪市環境基本計画の分野別の計画として、位置付けられるとともに、大阪市のごみ焼却処理事業を担っている大阪広域環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が策定する「大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画」との整合を図ります。

さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項に基づく「市町村食品ロス削減計画」にも位置付けるとともに、海洋プラスチックごみ削減につなげる「『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画」をはじめとする関連計画との整合もはかります。

〈図1〉「大阪市一般廃棄物処理基本計画」と関連計画等との関係



第2章 ごみの概況

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量の推移

昭和40（1965）年頃までは、大阪市のごみ排出量⁴と人口（夜間人口）との間に一定相関関係が見られましたが、昭和40年代以降経済活動が活発となり、市民の生活水準も向上すると、大量消費・大量廃棄が進み、市民の生活様式も様変わりし、使い捨て商品の普及等によりごみの急増を招いた結果、平成3（1991）年度のごみ排出量は、昭和40（1965）年度の約3倍となりました。

大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきました。

家庭系ごみについては、平成6（1994）年度から資源ごみ、平成17（2005）年度から容器包装プラスチックの分別収集を市内全域で実施し、平成25（2013）年10月には古紙・衣類も分別対象に拡大するとともに、分別徹底のため、ごみの残置による啓発指導を開始しました。また、市民の自主的な活動を促進するため、平成11（1999）年度から資源集団回収活動に対する支援を実施するとともに、平成26（2014）年度からはコミュニティ回収⁵を導入し、より一層、資源集団回収活動の活性化を図っています。その他、平成18（2006）年10月から粗大ごみ収集の有料化、平成20（2008）年1月からの中身の見えるごみ袋による排出指定制度の導入、平成29（2017）年4月からの古紙・衣類の持ち去り行為等の規制などの施策を実施してきました。

事業系ごみについても、平成5（1993）年度から開始した特定建築物⁶の所有者・管理者に対するごみの減量指導や、平成4（1992）年度以降数回にわたるごみ処理手数料の見直しによる発生抑制を図るとともに、事業系ごみの適正区分・適正処理の推進のため、平成21（2009）年度から焼却工場への産業廃棄物混入の排除、平成25（2013）年10月からの資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止と搬入不適物の収集業者・排出事業者への個別の啓発・指導、平成28（2016）年度からの一般廃棄物再生利用制度の拡充などの施策を実施してきました。

⁴ごみ排出量：家庭や事業所から排出されたごみのうち、大阪市収集量（大阪市が収集した量）及び許可業者等搬入量（許可業者（大阪市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者）及び排出者自ら市長が指定する処理施設に搬入した量）で大阪市資源化量（大阪市が資源化した量）を含む。

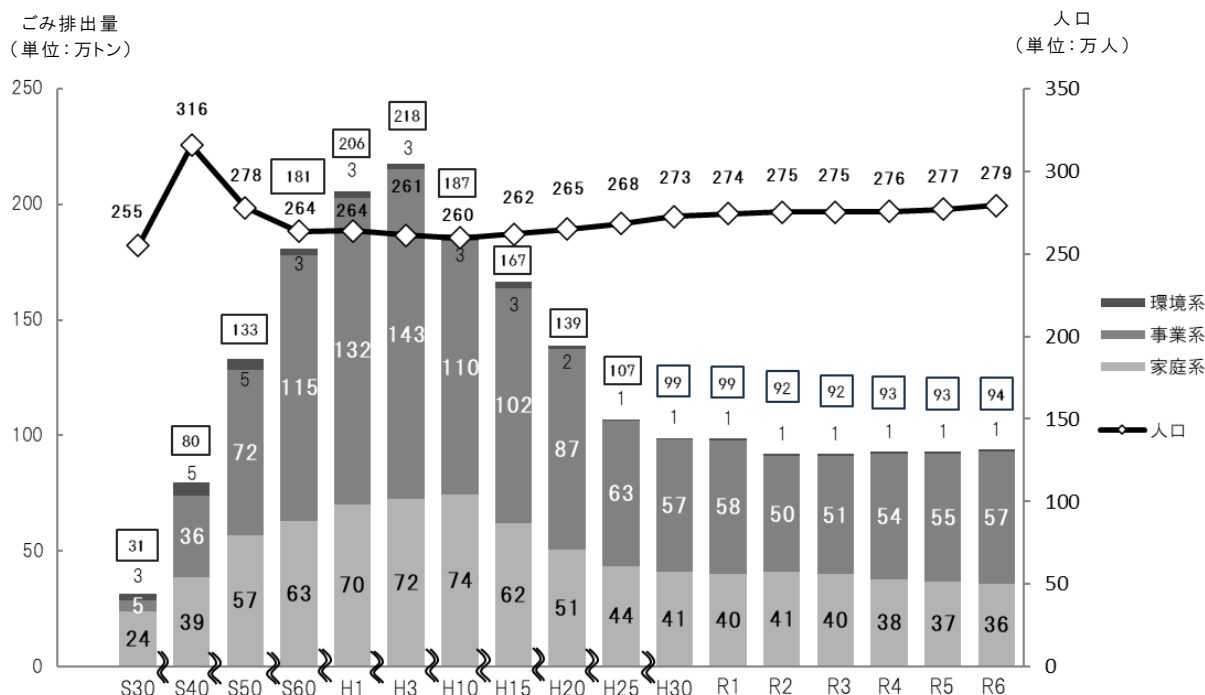
⁵コミュニティ回収：大阪市が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、原則、小学校区を単位として大阪市と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの。

⁶特定建築物：次のとおり市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物

- 1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物
- 2 事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000平方メートル以上の建物
- 3 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000平方メートル以上の建物
- 4 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- 5 その他、市長が特に必要と認める建物

こうした結果、平成3（1991）年度をピークとした大阪市のごみ排出量は、施策の浸透や市民・事業者の皆さんの意識の高まりにより大きく減少してきましたが、近年は下げ止まりの傾向となっています。

〈グラフ1〉 ごみ排出量と人口の推移



〈表 1〉 ごみ排出量の推移

年度		昭和30年度	昭和40年度	昭和50年度	昭和60年度	平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口		254.7	315.6	277.9	263.6	263.7	261.3	259.6	262.0	265.1	268.4	272.5	274.1	275.2	275.1	275.7	277.1	279.2
世帯数		58.0	85.3	90.8	97.7	103.8	106.0	114.2	121.8	129.0	135.3	141.3	144.6	147.0	148.3	150.6	153.1	156.4
ごみ収集・搬入量	家庭系	普通ごみ	20.3	35.4	54.2	57.9	63.7	63.3	56.7	44.2	36.8	33.3	32.5	32.6	31.9	30.5	29.2	28.7
		粗大ごみ	0.7	3.9	2.3	4.4	6.0	7.8	1.8	1.2	1.3	1.6	1.8	2.0	2.0	1.9	1.8	1.8
		資源ごみ	—	—	—	—	—	0.0	2.5	2.9	2.6	2.4	2.4	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2
		容器包装プラ	—	—	—	—	—	—	0.5	2.3	2.0	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	1.9	1.8
		古紙・衣類	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	1.8	1.9
		臨時ごみ	2.8	0.1	0.4	0.7	0.7	0.9	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	事業系	計 A	23.8	39.4	56.9	63.0	70.4	72.4	62.3	50.6	43.6	41.2	40.5	41.1	40.5	38.7	37.0	36.4
		業者ごみ	4.9	27.0	63.8	103.9	120.8	130.6	91.9	82.7	61.2	56.0	56.7	48.8	49.7	52.7	54.5	56.4
		持込ごみ	—	8.5	7.8	11.0	11.6	11.9	9.6	3.2	1.5	1.2	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
		臨時ごみ	—	—	—	—	—	—	—	0.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	環境系	計 B	4.9	35.5	71.6	114.9	132.4	142.5	101.5	86.6	62.8	57.3	57.9	49.9	50.7	53.8	55.5	57.4
		計 C	2.7	5.4	4.6	2.9	2.8	3.0	2.7	1.7	0.7	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5
	合計 A+B+C=D+E+F+G		31.4	80.3	133.1	180.8	205.6	217.6	166.5	138.9	107.1	99.3	99.0	91.6	91.7	93.0	93.0	94.3
処理処分量	資源化 D		—	—	—	—	0.3	0.8	3.1	4.3	5.0	5.9	5.9	6.1	6.1	5.9	5.6	5.5
	焼却 E		4.5	32.2	94.9	147.2	173.9	178.3	163.4	134.6	102.1	93.4	93.1	85.5	85.6	87.1	87.4	88.8
	プレス他 F		3.5	0.0	12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	直接埋立 G		23.4	48.1	25.6	33.6	31.4	38.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	埋立		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	焼却灰		0.0	8.2	34.9	38.4	43.1	45.3	37.6	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	12.8	15.0
計			23.4	56.3	60.5	72.0	74.5	83.8	51.1	33.5	27.0	17.3	14.3	14.4	13.5	12.8	13.3	15.0
資源化の取組	大阪市		—	—	—	—	—	0.8	3.7	4.0	5.7	5.8	6.7	—	—	—	—	—
	資源集団回収		—	—	—	—	—	—	—	2.5	3.6	4.1	4.2	4.3	4.0	4.1	3.8	3.6
	特定建築物		—	—	—	—	—	—	13.3	15.8	18.5	24.6	29.0	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—	0.8	17.0	22.3	27.8	34.5	39.9	4.3	4.0	4.1	3.8	3.6

注1:単位は、人口は「万人」（各年度とも10月1日現在）、世帯数は「万世帯」（各年度とも10月1日現在）、ごみ等の量は「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類を資源化した量と粗大ごみなどの破砕処理後の「資源ごみ」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破砕処理後の金属回収量
注2:「容器包装プラ」は、容器包装プラスチック
注3:「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更
注4:「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類を資源化した量と粗大ごみなどの破砕処理後の「資源ごみ」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破砕処理後の金属回収量
注5:「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「古紙・衣類」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破砕処理後の金属回収量
注6:「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

（２）ごみ処理量（焼却量）の推移

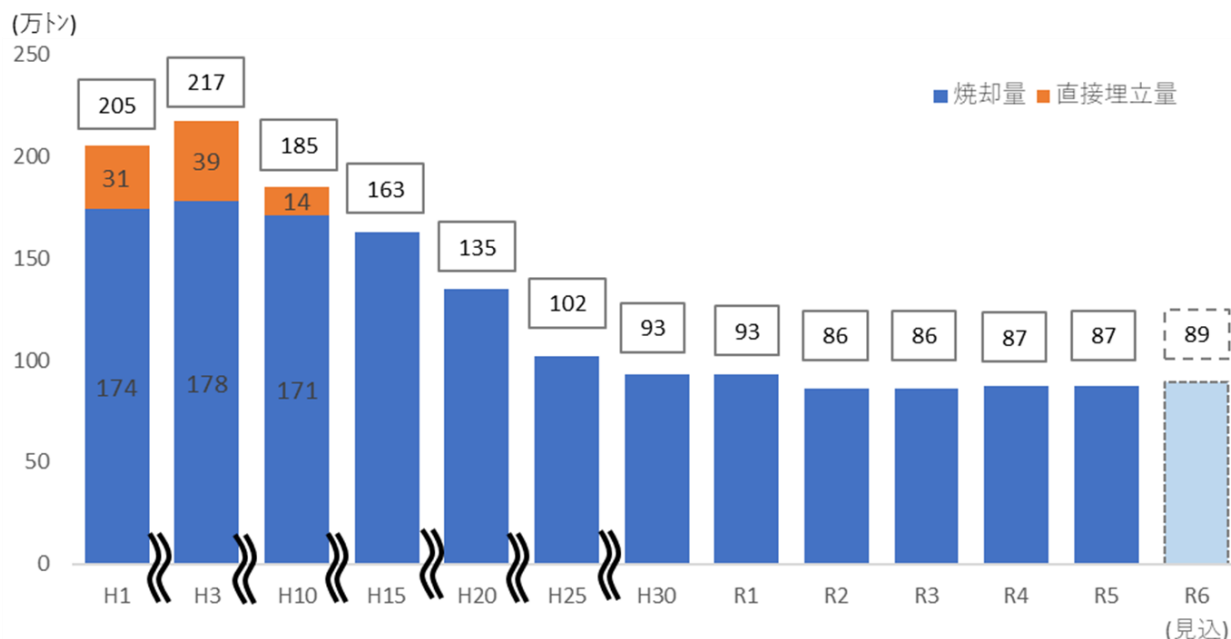
令和 6（2024）年度のごみ処理量（焼却量）は 89 万トン（見込）で、ピーク時であった平成 3（1991）年度 217 万トンの半分以上となっているものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、令和 2（2022）年度に 86 万トンまで削減されたごみ処理量が、令和 4（2024）年度には増加に転じ、社会経済活動の回復・活性化とともに増加傾向となっています。

一方、大阪市では、ごみ減量の進捗に伴い、平成 20（2008）年 12 月以降、10 工場稼働体制から稼働焼却工場数を削減し、平成 26（2014）年 3 月には、7 工場稼働体制まで縮小しました。

平成 27（2015）年 4 月からは、環境施設組合が焼却処理事業を行っていますが、平成 28（2018）年度からは、6 工場稼働体制によりごみの焼却処理を行っています。引き続き安定的にごみの焼却処理を行うためには、ごみの増量を抑制していく必要があります。

また、焼却処理により生じた焼却灰の最終処分を行う大阪市唯一の最終処分地である北港処分地（夢洲 1 区）⁷をできるだけ長く活用していくためにも、ごみ減量を推進する必要があります。

〈グラフ 2〉 ごみ処理量の推移

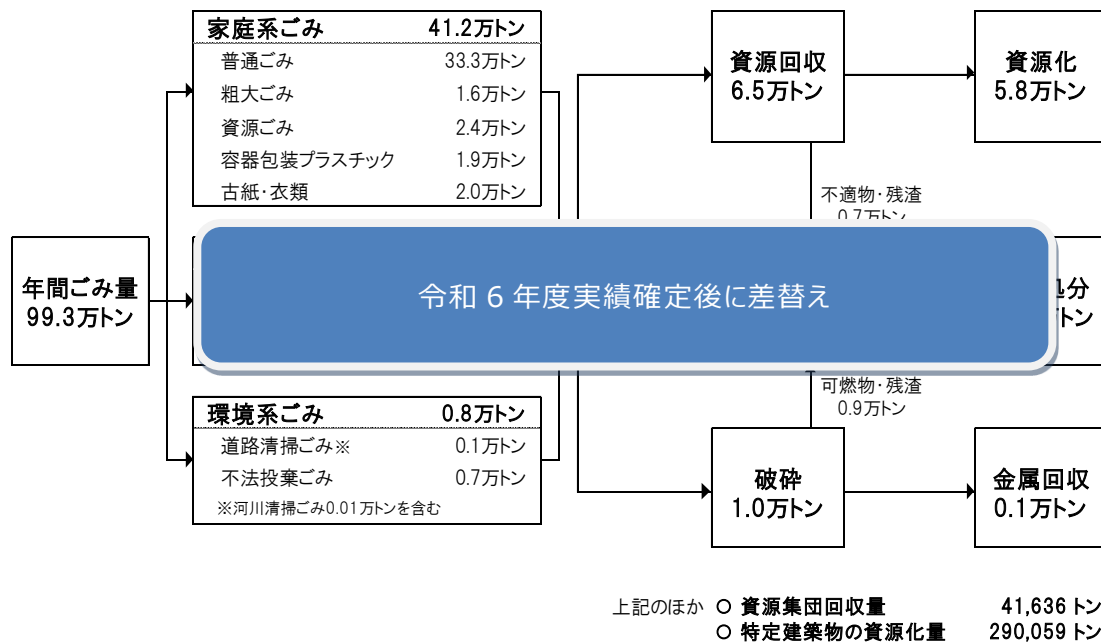


⁷北港処分地（夢洲 1 区）：本市唯一の最終処分地。昭和 60（1985）年 6 月から埋立を開始し、ごみの減量努力等によって、埋立免許期間の伸長を行ってきた。北港処分地（夢洲 1 区）の埋立完了後は、次の処分地を本市独自で確保することは困難のため、貴重な最終処分空間の有効活用に努める必要がある。

(3) ごみ処理状況

令和6（2024）年度の大阪市におけるごみ処理フローは次のとおりです。
令和6（2024）年度は年間 89 万トン（見込）のごみを焼却処理しました。

〈図2〉 令和6（2024）年度ごみ処理フロー



注．資源ごみには、乾電池等の拠点回収量を含む。

(4) ごみ処理経費の推移

市民・事業者の皆さんのご理解とご協力により、ごみ減量が大きく進んだ結果、ごみ処理に係る経費についても大きく減少しています。過去の推移をみると、歳出から手数料等の歳入を除いた市税投入額は、524 億円から 225 億円へ、約 300 億円の縮減となっています。ごみ減量により、収集運搬や焼却などが必要なごみ処理量が減ることから、ごみ処理事業にかかる経常的な経費の削減、焼却工場数の削減や処理能力の縮小による投資的な経費の削減のほか、最終処分場の延命化に寄与するなど、財政効果につながっています。

前計画におけるごみ処理経費の推移を示しており、

現行計画の期間分に差し替え予定

〈表2〉ごみ処理事業に係る歳出・歳入の推移（決算額）

（単位：億円）

	17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳出合計	652	450	431	398	378	366	320	317	319	30
歳入合計	128	95	95	149	122	124	75	72	73	76
歳出－歳入 （市税投入額）	524	355	336	249	256	242	245	245	246	225

【参考】近年建設した焼却工場の建設費

令和 4 年度竣工 住之江工場 約 190 億円（処理能力 400 トン／日）
 平成 21 年度竣工 東淀工場 約 200 億円（処理能力 400 トン／日）
 平成 14 年度竣工 平野工場 約 500 億円（処理能力 900 トン／日）

注：住之江工場は既設建物を活用したプラント設備等の更新。金額は住之江工場更新工事契約金額

ごみ焼却処理事業の広域化

ごみの焼却処理事業については、大阪市、八尾市、松原市で一部事務組合「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」を設立し、平成 27（2015）年 4 月から事業を開始しています。

令和元（2019）年 10 月 1 日には、守口市が加入し、同組合の名称は「大阪広域環境施設組合」に変更され、翌令和 2（2020）年 4 月から 4 市で共同処理を行っています。

2 これまでの取組の概要

(1) 前計画の計画目標について

前計画では、令和 2（2020）年度から令和 7（2025）年度までの6カ年を計画期間とし、基準年度である平成 30（2018）年度に 93 万トンであったごみ処理量を、84 万トンとすることを主な計画目標としていました。

令和 2（2020）年度のごみ処理量は 86 万トンまで削減されましたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により事業系ごみが顕著に減少したことが原因と考えられます。その後、社会経済活動の回復に伴い、令和 4（2022）年度には事業系ごみが増加に転じ、ごみ処理量は 87 万トンに増え、令和 6（2024）年度においては 89 万トンとなっています。

〈表 3〉計画目標の進捗状況

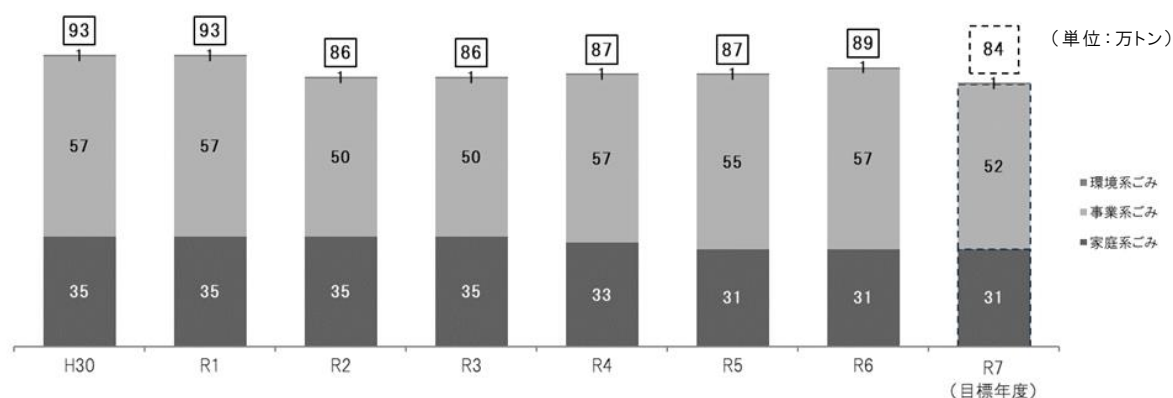
（単位：万トン）

	平成30年度 （基準年度）	令和7年度 （目標年度） A	令和6年度 実績 B	進捗状況
ごみ排出量(万トン)	103.5	95.5	97.9	—
家庭系ごみ	45.4	42.7	40.0	—
事業系ごみ	57.3	52.3	57.4	—
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	—
資源化量(万トン)	10.2	11.6	9.1	78.4%
家庭系ごみ	10.0	11.5	9.0	78.3%
事業系ごみ	0.2	0.1	0.1	100.0%
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0	—
ごみ処理量(万トン)	93.3	83.9	88.8	94.5%
家庭系ごみ	35.4	31.2	31.0	100.6%
事業系ごみ	57.1	52.2	57.3	91.1%
環境系ごみ	0.8	0.5	0.5	100.0%

注 1. 資源化量の進捗状況は、 $B \div A$ にて算出

注 2. ごみ処理量の進捗状況は、 $A \div B$ にて算出

〈グラフ 3〉ごみ処理量の進捗状況



（２）実施施策について

前計画の目標達成に向けて、大阪市が市民・事業者等の皆さんとの連携により実施したこの間の主な施策は、次のとおりです。

ア 家庭系ごみ対策

（ア）生ごみの減量（フードドライブの実施）

生ごみに含まれている食品ロスの削減に向け、令和 2（2020）年度からご家庭で余った食品を回収し、社会福祉協議会等を通じて子ども食堂など食の支援を必要とする団体等へ無償で譲渡する「フードドライブ」を開始しました。区役所での定期的な回収やイベントの場での回収を実施しているほか、本市と連携協定を締結した事業者の店舗等での回収を実施しており、令和 6（2024）年度末時点で定期回収場所は 24 区 120 箇所まで拡大しています。

（イ）大阪エコバッグ運動の推進

大阪市と大阪府は、平成 31（2019）年 1 月に、令和元（2019）年 G20 大阪サミット及び 2025 大阪・関西万博の開催地として、プラスチックごみゼロに向け、使い捨てプラスチック削減のさらなる推進を行うことなどを盛り込んだ「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

おおさかプラスチックごみゼロ宣言の取組みのひとつとして、急な買物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する「大阪エコバッグ運動」を、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」締結事業者・市民団体とともに推進しています。

（ウ）みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクトの推進

家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティ（地域活動協議会・連合振興町会）と参画事業者が連携協働して回収する取組を、令和 2（2020）年度から本格実施しています。分別の徹底により、質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進しており、令和 6（2024）年度末時点で、市内 328 地域中 161 地域で実施しています。

（エ）リチウムイオン電池等の受付回収・訪問回収

リチウムイオン電池等の小型充電式電池が家庭ごみに混入し、収集車両や中間処理施設において火災事故が発生していることを受け、火災事故を防止するとともに資源のリサイクルを一層推進するため、令和 5（2023）年 7 月から市内 10 か所の環境事業センターで受付回収を開始し、令和 6（2024）年 7 月からは電話等申込みにより職員が申込者宅まで回収に伺う訪問回収を実施しています。

膨張・変形したリチウムイオン電池等も回収のうえ、入札により決定した事業者に売却しており、市内のリサイクル施設での再資源化処理を経て、工業原料等にリサイクルされています。

イ 事業系ごみ対策

(ア) 大規模な事業用建物の所有者等への減量推進・適正処理指導

特定建築物の所有者・管理者に対し、事業系廃棄物の減量を義務付けるとともに、毎年計画書の提出及び廃棄物管理責任者の選任を義務付けています。また、特定建築物の占有者（テナント）に対しても、所有者・管理者が実施する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理の取組への協力を義務付けています。

指導対象となる特定建築物に対しては、本市職員による立入検査を実施し、助言・指導を行うとともに、優良な特定建築物を対象に表彰も実施しています。

また、令和6（2024）年度より、一定の要件を満たした市長表彰受賞済の特定建築物の所有者・管理者に、立入検査に代え、必要事項の報告を徴収しています。

【令和6（2024）年度実績】

立入検査件数 2,530 件（見込）

表彰件数（市長表彰 38 件、局長表彰 30 件）

(イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

大阪市のごみ処理量の約6割を占める事業系ごみの減量を図るため、環境施設組合が実施する焼却工場での搬入物のチェックを強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば、収集業者に事情聴取のうえ適正処理指導を行うとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が適正な処理ルートへの誘導、適正処理方法の啓発と指導を個別に行うなど、事業系ごみの適正区分・適正処理を推進しています。

【令和6（2024）年度実績】

検査台数 22,914 台（R5 実績）（R6 実績確定後差替）

排出事業者指導件数 2,750 件（見込）（再指導、排出状況確認調査を含む）

(ロ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

平成25（2013）年10月から、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、リサイクルルートへ誘導しています。また、少量排出事業者対策として、古紙を無料で持ち込むことのできる「古紙回収協力店制度」を設けているほか、再生資源事業者の情報を取扱い品目ごとに市ホームページに掲載し、機密書類やシュレッダー紙のリサイクルが可能な業者の情報も掲載しています。

(エ) 一般廃棄物再生利用業の指定制度の拡充

大阪市では、平成5（1993）年度に一般廃棄物に係る再生利用業指定制度を設け、取り扱う一般廃棄物の種類を「動植物性残渣（魚類の固形状粗に限る）」とする一般廃棄物再生輸送業及び再生活用業の指定を実施しています。

平成28（2016）年度からは焼却処理していた一般廃棄物のうちリサイクル可能な「木くず（剪定枝に限る）」、「動植物性残渣（魚類の固形状粗を除く）」、「廃油（廃食用油に限る）」を一般廃棄物再生利用業の取り扱う廃棄物の種類に加え、

ごみの減量・リサイクルを推進しています。

ウ 家庭系ごみ収集輸送事業改革

家庭系ごみ収集輸送事業については、収集輸送業務の効率化や民間委託化を進めています。

前計画の期間においても、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 2.0」（令和2（2020）年3月策定）、「家庭系収集輸送事業改革プラン 3.0」（令和5（2023）年3月策定）に基づき、資源ごみ・容器包装プラスチック及び古紙・衣類の収集運搬業務の民間委託化を順次拡大しました。

その結果、令和6（2024）年4月から市内全域で資源ごみ・容器包装プラスチックの収集運搬を民間委託しています。

エ 災害廃棄物対策

大規模地震や津波等の発生時には災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても、平時の収集・処理を行うことが困難となります。

また、避難所で発生するごみやし尿の処理など様々な課題が生じることが想定され、これらに備えるため、平成29（2017）年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画【第1版】」を策定しました。計画策定以降、全国的に多発している水害により発生する災害廃棄物への対応も必要であることや、環境省において災害廃棄物発生量の推計式の見直しが行われたこと等を受けて、令和7（2025）年〇月に同計画を改訂しました。（←現在改訂へ向けて調整中）

3 ごみ処理の現状と課題及び今後の方向性

(1) 家庭系ごみの現状と課題

ア 普通ごみの組成

前計画の基準年度である平成 30（2018）年度と、令和 6（2024）年度の普通ごみの量を比較すると、33.3 万トンから 28.7 万トンへと 4.6 万トン減少しています。

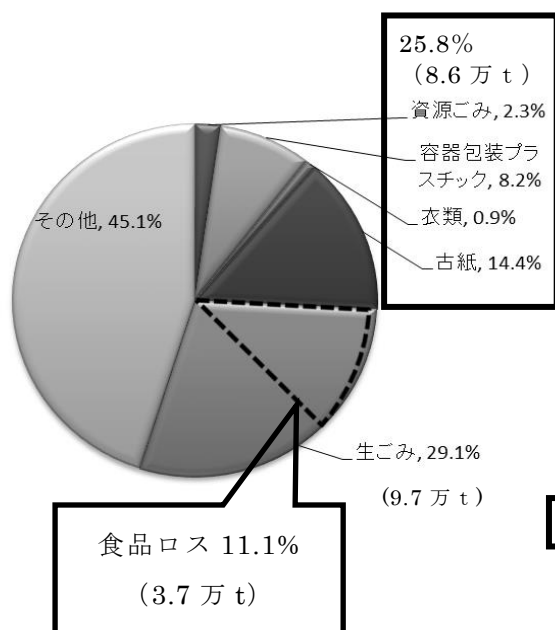
しかし、依然として普通ごみの中に、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれ、組成割合は合わせて 24.0%と高い割合で推移しており、さらなる分別排出の徹底が必要です。

また、生ごみのうちの食品ロス（手つかず食品、食べ残し）については、0.3 万トンの減少しリデュースが進んでいますが、いまだ 3.4 万トンが廃棄されており、引き続き市民・事業者等と連携した取組が必要です。

〈グラフ 4〉 普通ごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

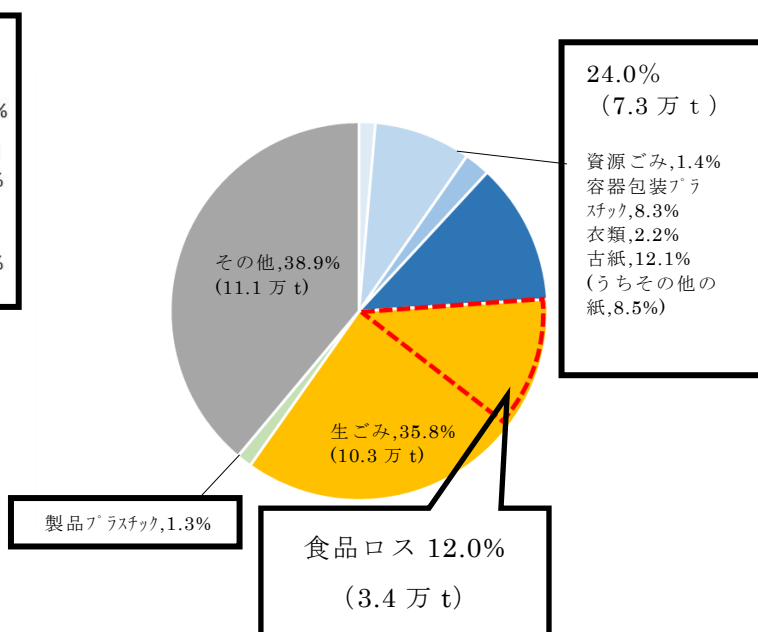
【平成 30 年度】 総量 33.3 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

組成割合と推計量

【令和 6 年度】 総量 28.7 万 t



組成割合：一般廃棄物（家庭系ごみ）組成分析調査

(2) 事業系ごみの現状と課題

ア 中小規模事業所のごみの組成

前計画の基準年度である平成 30（2018）年度と、令和 6（2024）年度の中小規模事業所から排出されているごみの推計量を比較すると、31.3 万トンから 33.4 万トンへと 2.1 万トン増加しています。そのうち、資源化可能な紙類の割合は 13.2%から 17.8%へと増加し、組成割合から推計して 0.8 万トンの増加となっています。

また、産業廃棄物の割合も、16.2%から 20.6%へと増加し、同様に推計すると、1.8 万トン増加しています。

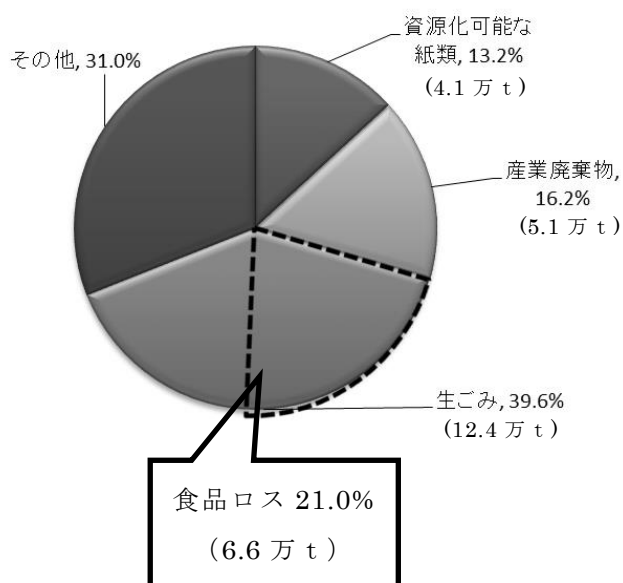
依然として、中小規模事業者から排出されているごみの中には、資源化可能な紙類が 5.9 万トン、産業廃棄物が 6.9 万トン含まれていると推計されることから、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進める必要があります。

一方で、食品ロスの割合については、21.0%から 8.5%へと大幅に削減され、組成割合から推計する量についても 2.8 万トン削減されていますが、今後の推移を注視する必要があります。

〈グラフ 5〉 中小規模事業所から排出されているごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

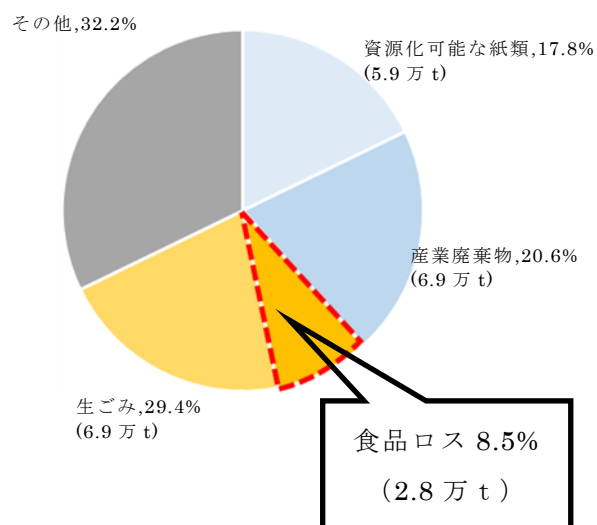
【平成 30 年度】 推計総量 31.3 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

組成割合と推計量

【令和 6 年度】 推計総量 33.4 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和 4（2022）年度調査)を基に推計

注 1：推計総量は、中小規模事業所の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計
注 2：中小規模事業所＝特定建築物以外の事業所

イ 大規模事業所のごみの組成

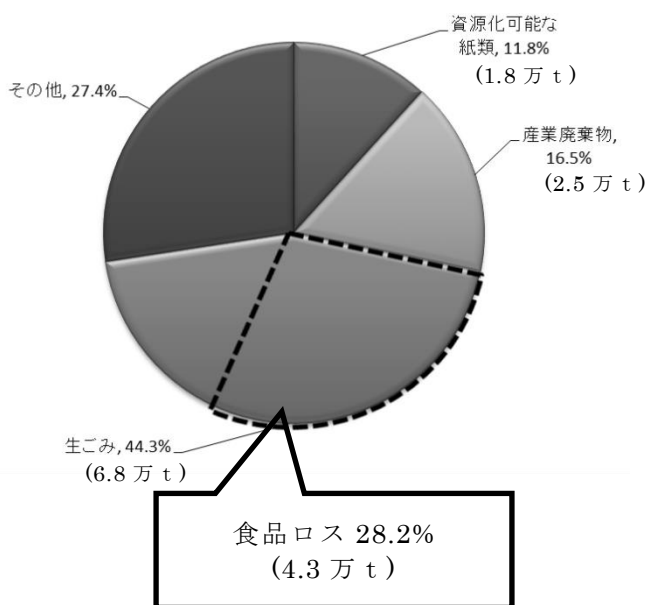
令和5（2023）年度に実施した事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計により、令和6（2024）年度の資源化可能な紙類の割合が7.7%、産業廃棄物の割合が14.4%、食品ロスの割合が18.9%となっており、令和6（2024）年度の排出量でみると、それぞれ、1.1万トン、2.1万トン、2.8万トンと焼却すべきでないものが捨てられていました。

前計画策定時より削減はされているものの、大規模事業所についても、リサイクルルートへの誘導及び事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層進めるとともに、食品ロス削減に向け食品関連事業者等と連携した取組が必要です。

〈グラフ 6〉 大規模事業所から排出されているごみの組成

前計画策定時の組成割合と推計量

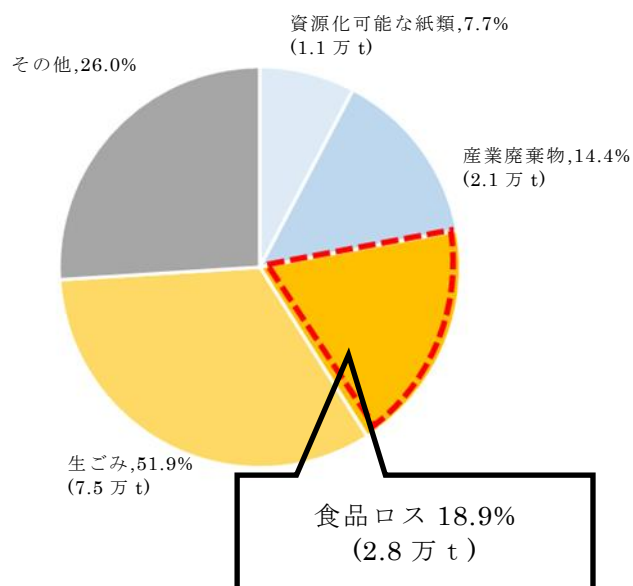
【平成 30 年度】 推計総量 15.4 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査を基に推計

組成割合と推計量

【令和6年度】 推計総量 14.5 万 t



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和5（2023）年度調査)を基に推計

注1：推計総量は、特定建築物の許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

注2：大規模事業所＝特定建築物

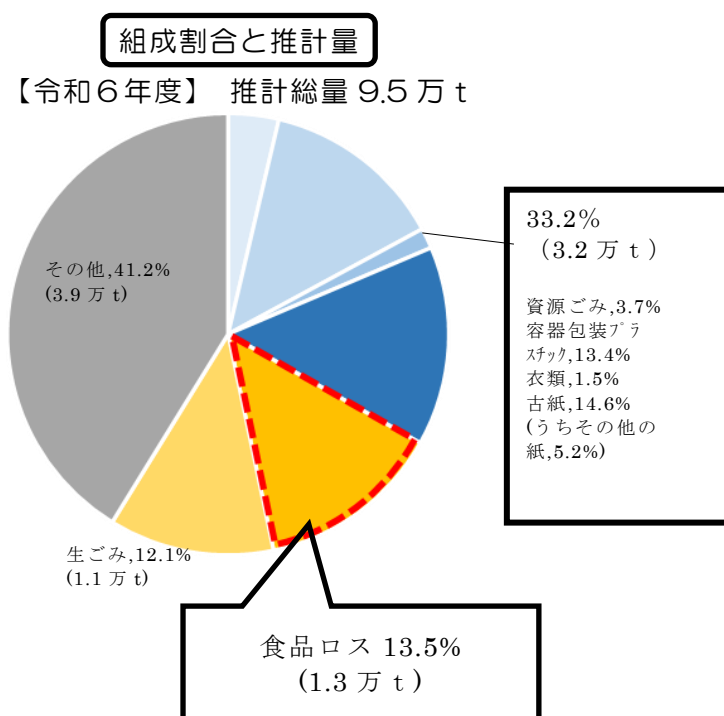
ウ アパート・マンションのごみの組成

大阪市が事業系ごみとして集計しているごみ量には、許可業者が収集しているアパート・マンションのごみが含まれています。許可業者の収集契約量から推計すると、近年、事業系ごみに占めるアパート・マンションのごみの割合が増加しており、令和6（2024）年度の事業系ごみ総量 57.4 万トンのうち、アパート・マンションのごみは 16.6%、量にして 9.5 万トンとなっています。

事業系一般廃棄物排出実態調査からの推計によると、許可業者が収集するアパート・マンションのごみのうち、焼却処理されているごみの中には、缶・びん・ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック及び古紙・衣類が相当量含まれており、組成割合として 33.2%と、大阪市が収集している家庭系ごみ（普通ごみ）の 24.0%より高い割合となっています。

また、食品ロスについても、13.5%と家庭系ごみ（普通ごみ）の 12.0%より高い割合となっており、許可業者が収集するアパート・マンションのごみの減量に向けた取組の推進が必要です。

〈グラフ7〉 アパート・マンションから排出されているごみの組成



組成割合：事業系一般廃棄物排出実態調査(令和元(2019)年度調査)を基に推計
(←令和6年度調査結果判明(令和7年3月末)後、差し替え)

注：推計総量は、許可業者契約量割合に基づく許可業者収集量実績からの推計

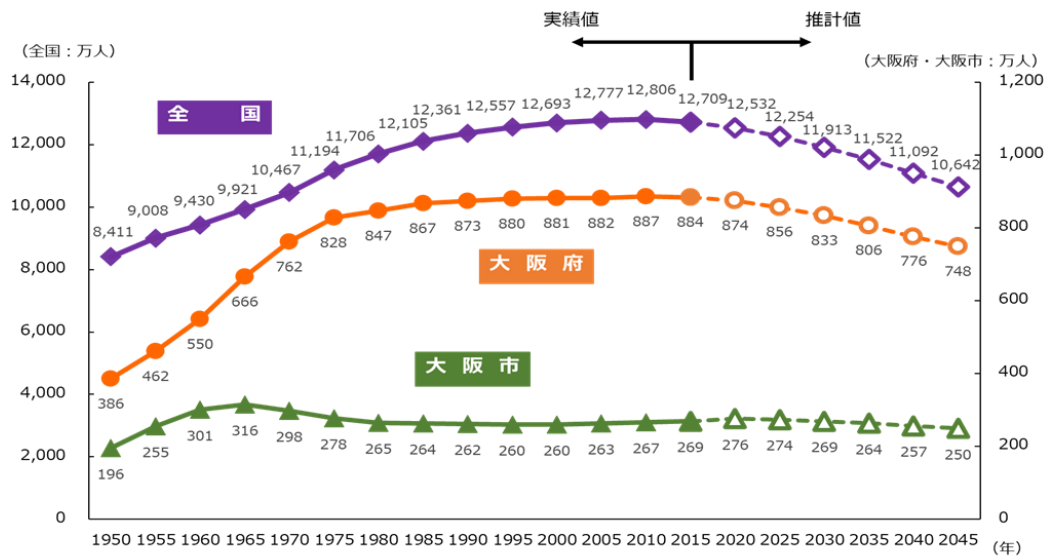
(3) 本市を取り巻く状況

ア 人口及び世帯数の推移、少子・高齢化に伴う人口構造の変化

大阪市の人口は、他都市からの転入超過や外国人住民が急激に増えていることから、近年、増加傾向が続いていますが、今後は、少子化等の影響で減少に転じると見込まれています。

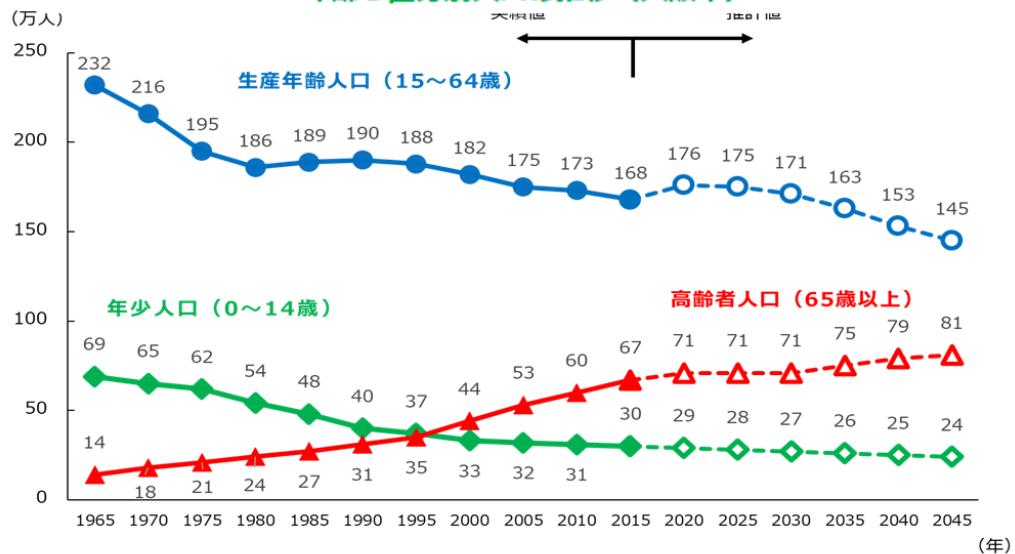
一方、高齢者人口は今後も増加していくと見込まれており、高齢者のごみの持ち出しサービスに対するニーズが高まることが予想されます。

人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）



出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

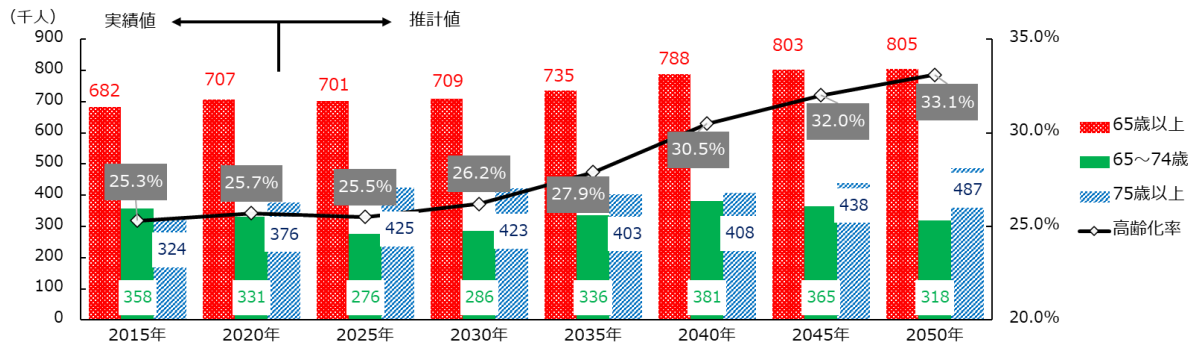
年齢3区分別人口の推移（大阪市）



※実績値は、国勢調査結果における「年齢不詳」人口を除いているため、「人口総数の推移（全国・大阪府・大阪市）」のグラフの値と合わない。

出典：「大阪市人口ビジョン（令和2年3月）」より作成

大阪市の将来推計人口（高齢者）



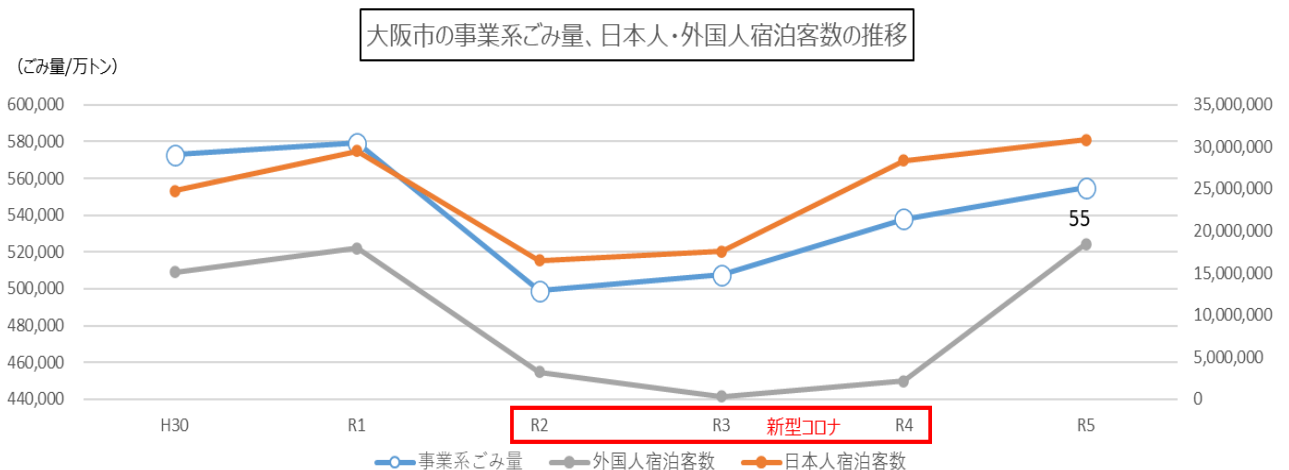
出典：「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（2024（令和6）年度～2028（令和8）年度）」より作成

イ インバウンド（訪日外国人客）を含む宿泊者数の回復・増加と事業系ごみ量の増加

大阪市は、歴史、文化、芸術、芸能などの魅力にあふれるまちで、国内外から観光客が訪れる全国有数の観光地です。大阪府内に宿泊した延べ宿泊旅行客数は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2（2020）年以降激減したものの、令和4（2022）年は増加に転じ、令和5（2023）年には日本人延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数ともに、コロナ禍前を上回る水準まで回復しました。

大阪市の事業系ごみ量は、宿泊者数の推移と相関しており、コロナ禍からの回復とともに、増加傾向にあります。

2025 大阪・関西万博の開催に向けて多くの宿泊施設や集客施設の開業が続きましたが、万博を契機に世界に向けて大阪の魅力が発信され、令和12（2030）年秋には夢洲においてIR（統合型リゾート）が新たな賑わいの拠点として開業する予定となっています。今後ますます国内外からヒト・モノが集まることが予想され、こうした経済情勢に応じてごみの適正処理を確保していくことが重要となります。

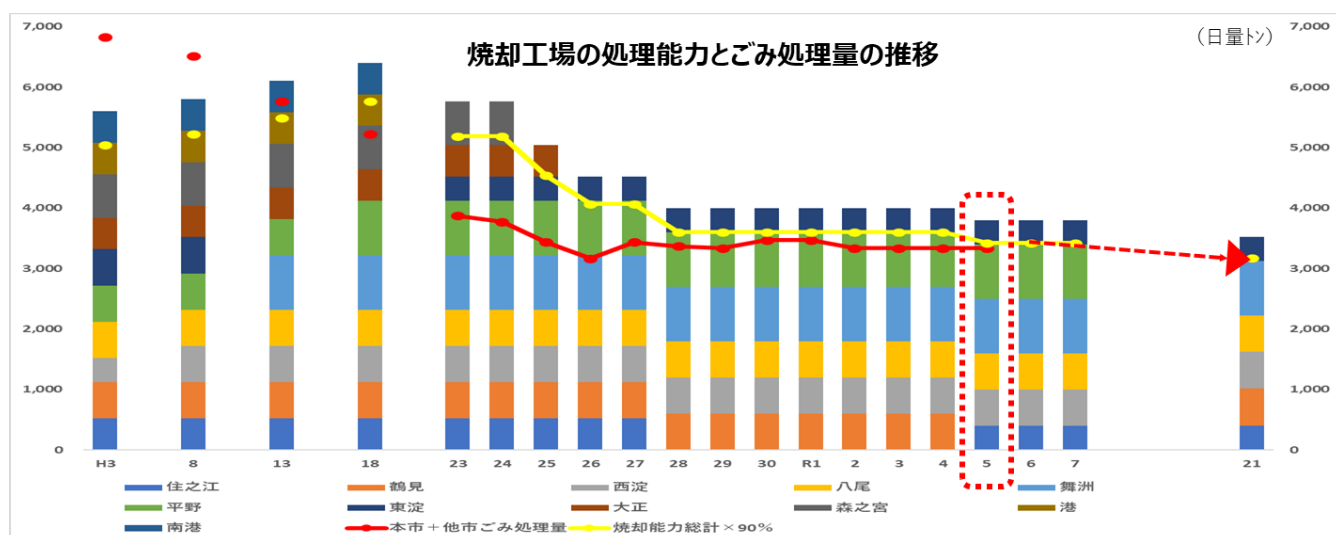


ウ 大阪広域環境施設組合における焼却能力の将来見通し

焼却処理事業は、平成 27（2015）年 4 月から環境施設組合で行っていますが、それ以前から、本市ではごみ減量の進捗に伴い、順次、焼却工場数を削減してきており、28（2016）年度からは 6 工場稼働体制までに縮小し、ごみ処理事業に係る経費を大きく削減してきました。

近年、環境施設組合構成市のごみ減量が下げ止まり傾向となっている中、環境施設組合の「一般廃棄物処理基本計画」では、焼却工場建替整備に伴い、令和 21（2039）年度に焼却能力の低下が見込まれています。

季節変動等による一時的なごみ排出量の増加や焼却工場の修繕等に対応しつつ、円滑にごみを処理するためには、ごみ処理量を焼却能力の 90%程度に抑える必要があり、焼却能力が低下する令和 21（2039）年度には、大阪市のごみ処理量を 84 万トンまでに減量する必要があります。



- ・処理能力について、大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画における各工場の整備配置計画等をもとに作成。
- ・大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画においては、焼却工場の整備・配置計画として、ごみ処理量に対して10%程度の処理能力を必要な余力として設定している。上表ではごみ処理量目標値の設定目安を可視化するため、焼却能力総計の90%を便宜上記載している。
- ・ごみ処理量について、各年度実績量を年間の計画稼働日数297日で割り戻し、日量トを算出。なお、H12年度までは、最終処分場への直接埋立を実施。

Ⅰ 脱炭素化の推進、循環経済への移行

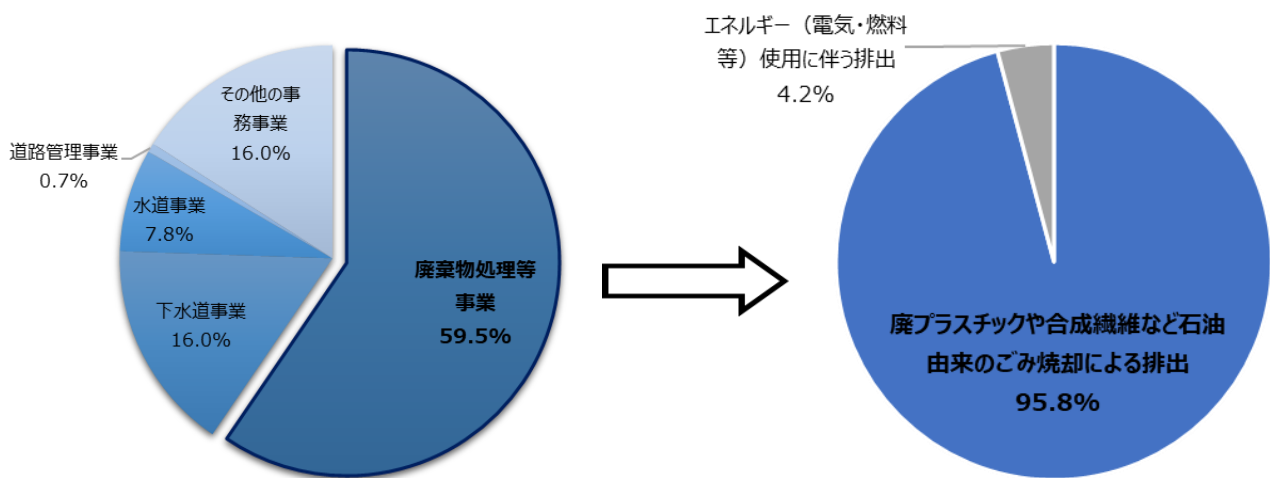
地球温暖化によって今後気象災害が更に頻発化・激甚化する可能性があり、将来世代にわたる影響が強く懸念され、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現が求められています。

廃棄物処理等事業に伴い発生する温室効果ガスは、そのほとんどがプラスチックごみの焼却によるものであり、大阪市の事務事業（環境施設組合分を含む）に伴い発生する温室効果ガスの約6割を占めています。カーボンニュートラルを推進するためには、プラスチックごみ対策を進めていくことが重要です。

また、今後も世界では人口が増加することが予測され、資源・エネルギー・食料需要の増大や廃棄物発生量の増加などの課題が深刻化しています。

令和5（2023）年5月に変更された国の「廃棄物処理基本方針」では、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進などが盛り込まれました。

これまでの廃棄物対策としての3Rに加え、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動の在り方（循環経済）への移行を図るため、資源循環の取組を積極的に推進していく必要があります。



市の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳

廃棄物処理等事業に伴い発生する温室効果ガスの内訳

（４）今後の方向性

大阪市のごみ処理量は、コロナ禍からの社会経済の回復・活性化とともに、事業系ごみにおいて増加傾向にあります。また、大阪市は、2025 大阪・関西万博を契機として、更なる賑わいや活力が高まっていくことが想定されます。

今後、社会経済の活性化に伴い増加が予想されるごみを減量していくためには、市民・事業者・地域コミュニティの皆さんに加え、市外からの通勤・通学者やインバウンドを含む観光客などの来阪者など、あらゆる主体との連携のもと、これまでの施策の延長にとどまらない、社会経済状況の変化を踏まえた新たな施策の展開が必要となります。

ごみの発生抑制に向けては、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換が必要であることから、意識を変えるための積極的な情報発信や普及啓発を行い、行動変容につなげます。とりわけ、使い捨てプラスチックと食品ロスの削減を重点施策として進めていきます。

ごみの組成をみると、依然として、家庭系ごみでは、分別の対象である資源ごみ、容器包装プラスチックや古紙・衣類が、事業系ごみでは、資源化可能な紙類や廃プラスチック類⁸をはじめとする産業廃棄物が焼却工場に搬入される状況にあります。

引き続き分別排出や適正区分・適正処理の徹底を図るとともに、資源集団回収活動やコミュニティ回収活動を活性化していくことで、質の高い資源循環の取組を進めていきます。

また、環境・経済・社会の課題については、相互に関連・複雑化していることから、食品ロス削減の取組において、事業者との連携を強化し、福祉団体等への食品寄附を通じた支援が必要とされる方へ届くように、環境課題への取組が、経済や社会の複数課題の同時解決となるよう施策を推進していきます。

さらに、安心・安全な市民生活と経済活動を支えるごみ処理事業を、将来にわたって安定的に実施していくため、家庭系ごみ収集輸送業務については、環境事業センターの集約化と民間委託化の更なる拡大や効率化に取り組み、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざします。

ごみの収集輸送業務の一層の効率化とともに、より安全かつ安定したごみ処理体制の確保に向け、ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携のもと、効率的な運転管理体制を構築するとともに、ごみ減量の進捗状況を見極めつつ、将来のごみ量を見据えた焼却能力の確保に向けて取組めます。

ごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化や焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の見直しなど、経済的手法を用いた減量施策の導入の検討を進めます。

⁸廃プラスチック類：産業廃棄物の種類の一つで、市の調査では、一般廃棄物に混入して排出されている産業廃棄物の中で最も組成割合が高い。

第3章 基本計画

1 基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

大量のプラスチックごみは、焼却により温室効果ガスが排出され地球温暖化につながるほか、海洋に流出することで海洋汚染の原因となっています。また、多くの食料を海外から輸入している日本における食品ロス量は、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量とほぼ同じ量となっています。

ごみ減量と資源の循環利用は、日々の生活や事業活動と密接に結び付いた身近な取組の一つであることから、市民・事業者・地域コミュニティの皆さんが、持続可能な社会の実現に向けた方向性を共有したうえで、相互に連携しながら、ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R）を徹底するとともに、再生可能資源の活用（Renewable⁹）に取り組み、地球規模の環境問題の解決につなげていかなければなりません。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、市外からの通勤・通学者や、インバウンドを含む観光客などの来阪者への啓発と連携を進めることも必要です。

3Rの取組を進めたうえで、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが必要です。

将来にわたってごみの適正処理を安定的に実施していくためには、家庭系ごみ収集輸送業務の民間委託のさらなる拡大など、一層のコスト削減に取り組むとともに、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、ごみ減量の進捗状況を見極めつつ、将来のごみ量を見据えて焼却能力を確保していかなければなりません。

大阪市は、あらゆる主体とのパートナーシップのもと、プラスチックごみ対策や食品ロス削減に重点を置いて、SDGsの達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けて取り組み、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

また、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続していくことで、市民生活と事業活動を支えるとともに、快適な環境を守り、次世代に良好な環境を引き継いでいきます。

⁹ Renewable（リニューアブル）：令和元（2019）年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」の基本原則が「3R+Renewable」で、プラスチック製容器包装・製品などの原料を、再生材や紙、バイオマスプラスチックといった再生可能資源に適切に切り替えていくなどの方針を重点戦略とした。

2 基本方針

本計画は、パートナーシップを重視する SDGs の考え方を踏まえ、市民、事業者、地域コミュニティをはじめ、通勤・通学者、来阪者など、あらゆる主体と連携しながら、次の3つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 消費生活と経済活動における2Rの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rの取組の中でも、より優先度の高い2R（発生抑制・再使用）の取組を推進することが必要です。

使い捨てプラスチックや食品ロスの削減などをはじめ、2Rを優先した行動を実践するライフスタイル・ビジネススタイルへの転換をめざします。

また、これまでの3Rの取組に Renewable（リニューアブル）という考え方を加え、再生可能資源の活用を推進し、資源の枯渇や温室効果ガスの発生抑制につなげます。

基本方針2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

焼却するごみの中には、依然として古紙・衣類や容器包装プラスチックなどの資源化可能物や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図ります。

また、地域コミュニティや事業者の皆さんとの連携による分別・リサイクルの取組を進めることで、質の高い資源循環を推進します。

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

3Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要です。

大阪市は、ごみ収集事業の一層の効率化を進めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した適正処理を推進しつつ、より安全かつ安定したごみ処理体制の確保に向け、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、施策を推進します。

また、3Rやごみの適正処理の推進に係る各種の調査・検討を進めます。

さらに、国内外からの観光客への啓発を強化し、清潔で美しいまちの実現に取り組むとともに、地球規模の環境課題を解決するための国際協力を推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 20（2038）年度の 13 年間とします。

計画の中間時点でのごみ減量の進捗状況を点検・評価し、令和 14（2032）年度を目途に、計画の見直しを行います。

4 計画目標

本計画の目標は、次のとおりとします。

令和 20 年度（2038 年度）の年間ごみ処理量：84 万トン

また、SDGs 実現の視点から内訳として分野別目標も設定します。

〇プラスチックごみ削減目標（おおさかプラスチックごみゼロ宣言）

令和 20 年度（2038 年度）までに

- 1 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を 25%排出抑制（リデュース）する。
（平成 17 年度(2005 年度)比）
- 2 容器包装プラスチックの 60%を資源化（リサイクル）する。
- 3 また、ペットボトルを 100%資源化（リサイクル）する。
- 4 なお、残りのプラスチックごみについては引き続き削減・資源化を進めるが、熱回収を含め 100%プラスチックごみの有効利用を図る。

※削減対象＝大阪市が収集するプラスチックごみ

〇食品ロス削減目標（循環型社会形成推進基本計画等¹⁰⁾

令和 20 年度（2038 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）比で

- 1 家庭系食品ロス量については、50%を上回る削減を行う。
- 2 事業系食品ロス量については、64%削減する。

¹⁰⁾循環型社会形成推進基本計画等：国における食品ロス削減目標は、家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）において、2000 年度比で 2030 年までに半減させるという目標を設定している。事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の推進に関する基本方針」（令和 7（2025）年 3 月公表予定）において、2000 年度比で 2030 年度までに 60%削減させるという目標を設定している。

5 計画量

本計画では、令和6（2024）年度のごみ排出量（大阪市収集量・許可業者等搬入量及び資源集団回収量）を基準に、今後の人口変化等の影響と、実施及び計画しているごみの発生抑制・再使用を推進する減量施策の効果を加味しながら、令和20（2038）年度のごみ排出量を予測しています。

次に、そこから実施及び計画している分別・リサイクル施策の効果（資源化量）を差し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量（ごみ処理量）を推計し、計画目標としています。

（1）ごみ排出量

令和6（2024）年度98万トンであったごみ排出量について、令和20（2038）年度までに4万トン削減し、94万トンとします。

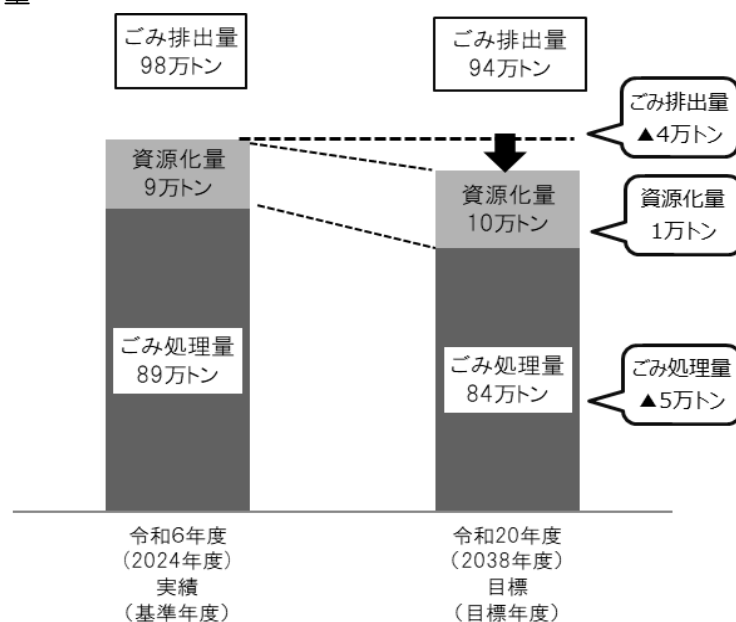
（2）資源化量

令和6（2024）年度9万トンであった資源化量（大阪市資源化量及び資源集団回収量）について、令和20（2038）年度までに1万トン増量し、10万トンとします。

（3）ごみ処理量

令和6（2024）年度89万トンであったごみ処理量（焼却量）について、令和20（2038）年度までに5万トン削減し、84万トンとします。

〈グラフ 9〉 計画量



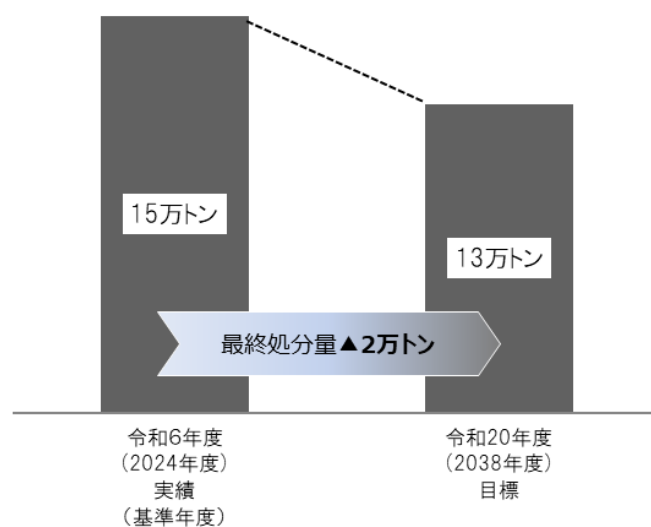
〈表4〉計画量の一覧

	令和6年度 (基準年度)A	令和20年度 (目標年度)B	増減 B-A
ごみ排出量(万トン)	97.9	93.9	▲ 4.0
家庭系ごみ	40.0	38.8	▲ 1.2
事業系ごみ	57.4	54.6	▲ 2.8
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0
資源化量(万トン)	9.1	10.5	1.4
家庭系ごみ	9.0	10.2	1.2
事業系ごみ	0.1	0.3	0.2
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0
ごみ処理量(万トン)	88.8	83.4	▲ 5.4
家庭系ごみ	31.0	28.6	▲ 2.4
事業系ごみ	57.3	54.3	▲ 3.0
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0
人口(万人)	279.2	278.0	▲ 1.2

(4) 最終処分量

令和6(2024)年度 15万トンであった最終処分量(焼却処理後の焼却灰の埋立量)について、令和20(2038)年度までに2万トン削減し、13万トンとします。

〈グラフ10〉最終処分量



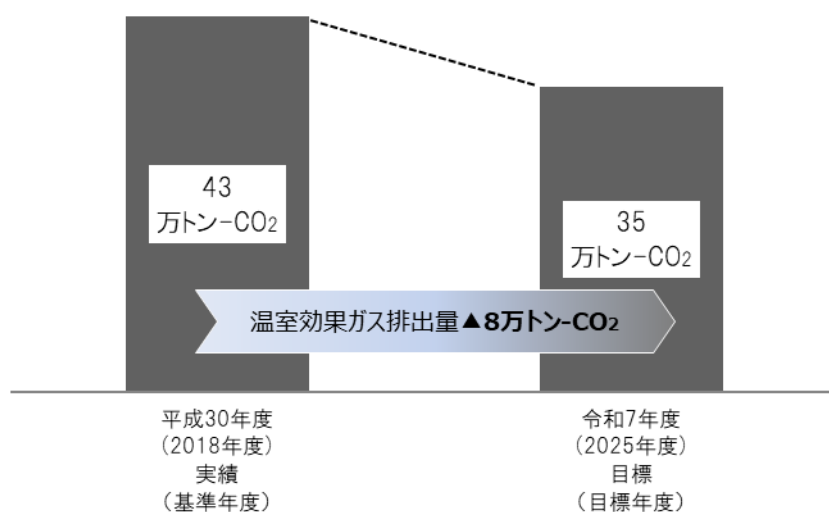
(5) 温室効果ガス排出量

平成 30 年度 43 万トン-CO₂であったごみの焼却処理に伴い排出される温室効果ガス排出量に
す。

CO₂としま

差替え予定

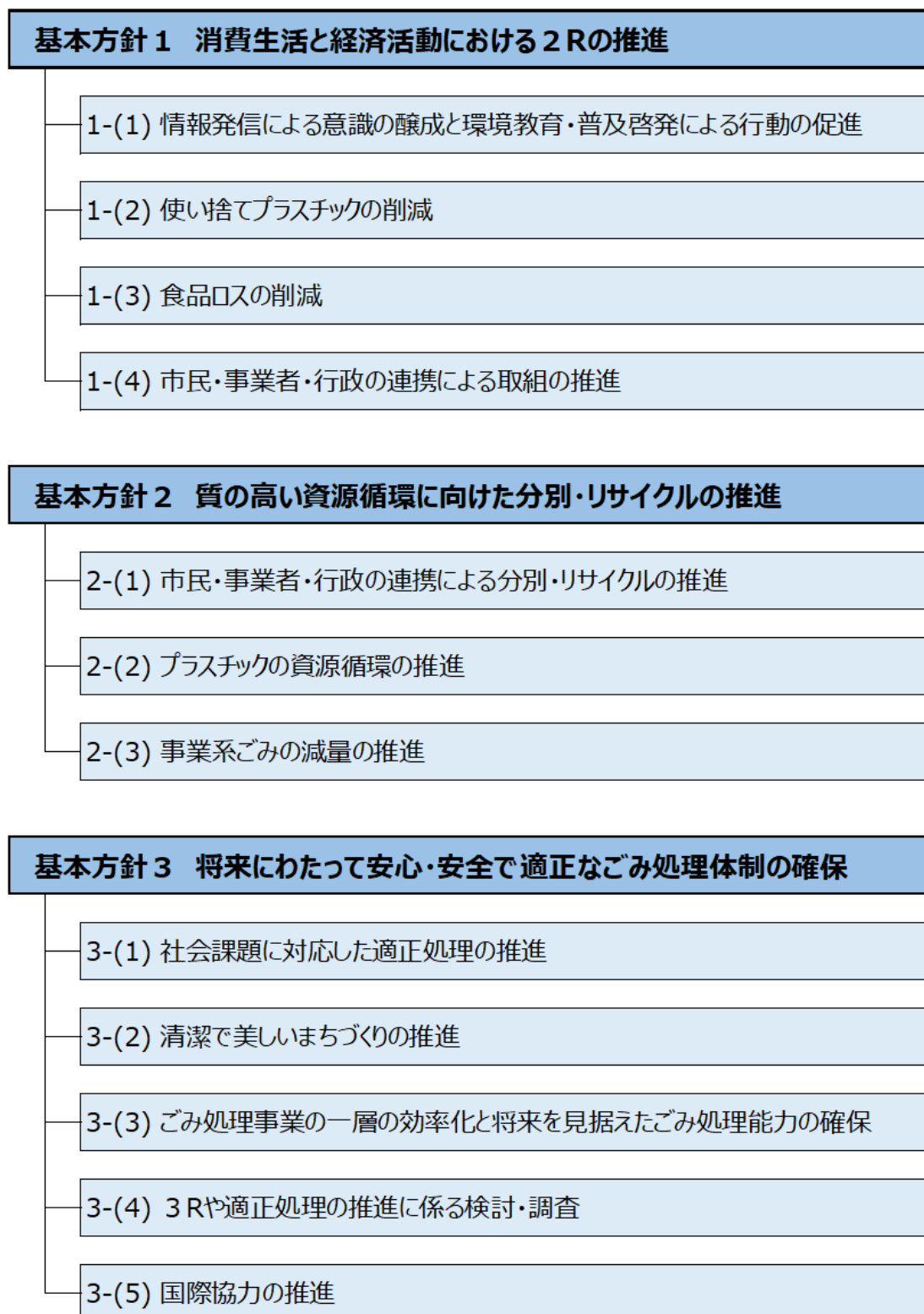
くグラフ 1



¹¹ **ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量**: ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量は、ごみの中のプラスチック量等で決まる。令和 7 年度の温室効果ガス排出量は、平成 30 年度から過去 5 年の実績をもとに、ごみ処理量 (焼却量) を 84 万トンとした場合の試算による数値で、平成 30 年度の温室効果ガス排出量は、ごみの焼却処理実績 93 万トンに基づき算出した数値

6 本計画で取り組む施策体系

〈図3〉本計画の施策体系図



7 具体的施策

基本方針 1 消費生活と経済活動における 2R の推進

(主な SDGs のゴール)



ごみの発生を抑制し、ごみ減量へと進めるためには、市民・事業者などすべての主体の皆さんが、それぞれの役割を果たして行く必要があります。

また、特に 2R を優先した取組を進めるためには、消費生活や経済活動において、ごみとなるものを買わない・ものを繰り返し使うといったライフスタイルや、ごみとなるものを作らない・売らないといったビジネススタイルへの転換を促進することが必要です。

そうしたことから、皆さんの意識を高めるきっかけとなるよう積極的な情報発信を行うとともに、具体的な取組方法を周知することで、2R の実践行動につながるよう、環境教育や普及啓発に取り組みます。

また、最優先課題であるリデュースを推進するにあたり、地球温暖化や海洋汚染にもつながる使い捨てプラスチックの削減と、手つかずのまま捨てられている食品や食べ残しといった食品ロスの削減に重点的に取り組みます。

1-(1) 情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進

① 情報発信

- 大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性、取組の成果などについて、データなどの分析に基づく分かりやすい情報発信に努めます。
- 多様なツール（SNS や動画、デジタルサイネージ等）を活用し効果的に情報発信するとともに、ホームページによる情報提供の充実に努めます。
- パンフレットやごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用した情報発信に努めます。

② 環境教育

- 小中学校で大阪市独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育に取り組み、ごみ減量や地球温暖化、生物多様性などについての理解を深めるとともに、身近な地域での環境学習講座の開催、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学習事業への支援に取り組みます。
- 本市職員が出前授業（体験学習）を実施するなど、学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。
- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が学ぶことができるよう、本市職員や専門知識のある講師による学習会の開催など地域における環境学習を推進し、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努めます。

③ 普及啓発

■市民への普及啓発

- 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組めます。
 - ・ 分別排出率が低い「容器包装プラスチック」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目の分け方・出し方などについてきめ細やかな周知を行います。
 - ・ コミュニティ回収活動の活性化に向けた働きかけを行います。
 - ・ 各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、開催地域の拡大を図り、市民の皆さんのリユース行動を促進します。
 - ・ 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリーダーのスキルアップを図ります。
- 環境事業センターにおける普及啓発の強化に取り組めます。
 - ・ 使用期間の限られるマタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進します。
 - ・ 環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コーナー」を設置し、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供、フードドライブの実施等の啓発を行います。
 - ・ 分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、市民や地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施します。
- ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や教室等を開催します。
- 10 月を「ごみ減量強化月間」に設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民に3R+Renewable への理解と協力を求める普及啓発を実施します。

■事業者への普及啓発

- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施します。
- 製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行います。
- 外国人住民及びインバウンドの急増に伴い増加する外国人事業者に対して、廃棄物の適正区分・適正処理を促すため、多言語版啓発ツールを活用して周知啓発

を実施します。

1-(2) 使い捨てプラスチックの削減

① 市民・事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ

- 大阪市では、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、エコバッグ携帯を呼び掛ける「大阪エコバッグ運動」など、市民・事業者の皆さんと連携しながらレジ袋の削減に取り組んできました。
その成果を活かし、使い捨てプラスチック全般の削減や資源循環の促進へと取組を発展・拡大していきます。

② 給水スポットの整備をはじめとするマイボトル使用の促進

- マイボトルの普及促進による使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、大阪府や府下市町村、マイボトルメーカー、給水機メーカーなどとともに、「おおさかマイボトルパートナーズ」に参画し、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及に取り組めます。
- 観光スポットに給水スポット（ウォーターディスペンサー）を設置し、市民の皆さんだけでなく、来阪する国内外の観光客に水道水を提供することで、マイボトルの普及を推進し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の削減、プラスチックごみの発生抑制につなげます。
- 関西広域連合が作成する「マイボトルスポット MAP」を活用するなど、外出先でもマイボトルを利用できる店舗を検索できるようにし、カフェ等のマイボトルの利用を促進し、使い捨て容器の削減に努めます。さらに、「マイボトルスポット MAP」に登録するサービス店舗を増やしてマイボトルの利用を促進します。

③ 使い捨てのプラスチック製容器包装や製品の使用の削減

- 一部の企業では使い捨てのプラスチックストローやマドラーの廃止、紙製やバイオマスプラスチック製ストローの導入などの取組が行われています。使い捨てプラスチック容器包装や製品への不必要な使用・廃棄の抑制と、詰め替え製品や代替品等の使用を促進し、環境への配慮について普及啓発します。

1-(3) 食品ロスの削減

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが「食」を大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。

市民・事業者・来阪者・関係団体などあらゆる主体の皆さんの間で、「食」を大切にする意識が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費の各段階における食品ロスの削減に向けた具体的な取組が実践されるよう、働きかけを実施します。

また、好事例の普及拡大を図ることで、市内全域での取組につなげていきます。

① 「食」を大切にすることの意識の醸成

- ①-1 食品ロスに関する情報発信の充実
- ①-2 環境教育・学習の推進

② 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

- ②-1 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ
- ②-2 調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室（エコクッキング）の開催
- ②-3 食材を使い切るレシピの普及拡大
- ②-4 ローリングストックの普及促進
- ②-5 フードドライブの推進

③ 事業者への食品ロス削減に向けた働きかけ

- ③-1 特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化
- ③-2 中小規模事業所への啓発指導の実施
- ③-3 給食提供施設への啓発指導の実施
- ③-4 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組の推進
- ③-5 来販者に対する啓発の推進
- ③-6 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進

④ 行政による率直的取組

- ④-1 災害用備蓄食品の有効活用
- ④-2 給食における残食削減の取組

食品ロスの削減に向けた具体的施策の詳細は、P52「第4章 食品ロス削減推進計画」参照

1-(4) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

① 市民・事業者・行政の連携による2Rの推進

- ホームページ等の広報媒体を活用して、大阪市と連携協定を締結する事業者のサービスの活用を促し、粗大ごみを捨てずに譲る方法へ誘導し、市民の皆さんのリユース行動を促進します。
- ごみゼロリーダーと連携してガレージセールを開催するほか、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民の皆さんのリユース行動を促進します。（再掲）

- シェアリング¹²やリユースは、資源を社会全体で有効活用し、環境負荷の低減につながるため、レンタル品や中古品の利用について普及啓発を実施します。
- 繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却することによりリユースが促進されるよう、市民・事業者に普及啓発を実施します。
- 「大阪市廃棄物減量等推進審議会」並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々な団体と連携しながら、市民・事業者の皆さんの自主的なごみ減量の取組を促進します。

② 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

- 「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

③ 大阪市役所における 3 R の推進

- 大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進します。

また、「大阪市環境基本計画推進連絡会¹³」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組みます。

¹²シェアリング:個人等が保有する活用可能な資産（かさ、自転車など）について、インターネット上のマッチングプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とすること。シェアリングを活用することにより、資源を効率的に利用することができ、天然資源投入量や廃棄物発生量の削減に寄与するとともに、消費生活を豊かにする。

¹³「大阪市環境基本計画推進連絡会」: 環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため、平成 23（2011）年 7 月から設置している。

基本方針 2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

(主な SDGs のゴール)



2R の取組を行った後に排出されるものについては、限りある資源を有効活用するため、可能な限りリサイクルを進める必要があります。

ごみの分別排出を実践していただく市民・地域コミュニティの皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化にも努めて、ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。

また、地域コミュニティと参画事業者の連携協働による、家庭から排出されるペットボトルの水平リサイクル等を促進するとともに、容器包装プラスチックと製品プラスチックをあわせて「プラスチック資源」として一括収集し、市内事業者等による再商品化を実施することで、プラスチックの資源循環を推進するとともに、温室効果ガス排出につながるプラスチックの焼却量削減を進めます。

事業系ごみについては、「廃棄物処理法」により排出事業者が自らの責任で適正に処理することが求められており、排出事業者の皆さんによる主体的なリサイクル行動を促進し、事業系ごみの減量を進めます。

2-(1) 市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの推進

① リサイクルの促進

- 市民の自主的な取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金の支給や当該活動に功績のあった団体の表彰など、活動を支援し古紙等のリサイクルを促進します。

また、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収（大阪市が実施している古紙・衣類収集を、地域コミュニティが主体となり行うもの）について、収集を担う再生資源事業者への支援事業を実施することにより、取組の安定化を図ります。

- ごみ収集・処理時の火災事故を防止するとともに、資源の有効利用を一層推進するため、環境事業センターにおいて、リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・モバイルバッテリー等（以下「リチウムイオン電池等」という。）の受付による拠点回収を実施するとともに、電話等申込みによる訪問回収を実施します。
- 市民の皆さんの利便性を高め、一層のリサイクルを推進するため、回収拠点の拡充に努めます。
- 使用済小型家電については、拠点回収を行うとともに、国の認定事業者と協定を締結し、市民の皆さんの自宅からの宅配便による回収を実施します。また、使用済小型家電の再資源化にあたり、解体・分別の処理工程で障がい者の雇用・就労機会を創出するため、福祉施策と連携します。

- 家庭で使用済みとなったパソコンは、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15 cm×30 cm以下のものに限る。）とならないものは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、メーカー等に引渡すよう、普及啓発を行います。

② 分別排出の徹底

- ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発の充実・強化や、環境事業センターによる普及啓発の強化等により、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を促進します。
- 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行います。
- 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に対し分別排出の促進についての普及啓発を図ります。
また、許可業者に対しても、アパート・マンションの分別収集を確実に行うよう要請するとともに、指導徹底を図ります。
- 大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すなど、持ち去り行為の根絶に向け、厳正に取り組みます。

2-(2) プラスチックの資源循環の推進

- 家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収する「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」に取り組み、分別の徹底により質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進します。
- 「プラスチック資源循環法」に基づき、従来から分別収集していた容器包装プラスチックと、従来は普通ごみとして収集し焼却処理していた製品プラスチックを合わせて「プラスチック資源」として一括収集します。（令和 7（2025）年 4 月開始）
大阪市が国の認定を受けた再商品化計画に基づき、市内事業者等との連携により、効率的に再商品化を実施し、プラスチックの資源循環を推進します。
市民の皆さんに対し、分別収集の対象となるプラスチック資源の分け方・出し方について、丁寧な普及啓発を実施することで、分別排出率の向上を図るとともに、リチウムイオン電池等の危険物が混入しないよう、広報周知を行います。

2-(3) 事業系ごみの減量の推進

① 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- 特定建築物の所有者・管理者に対し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出及び当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けるとともに、立入検査等による減量指導や廃棄物管理責任者向けの講習を実施し、事業系ごみの削減を図ります。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、減量項目に応じて排出指導を強化するとともに、適正区分・適正処理を促し、資源化率の向上を図ります。
- 廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。

② 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めます。
- 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 民泊事業所へ廃棄物排出状況を確認し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

③ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- 事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。
資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとします。
- 資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとします。
- 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出

事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

④ リサイクルルートへの誘導

- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、その情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。（再掲）
- 事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、少量排出事業者におけるリサイクルの促進を図ります。

⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションへの指導強化

- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、許可業者が収集するアパート・マンションに対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。（再掲）

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

(主な SDGs のゴール)



3Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみの処理を行うにあたり、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズの増加等への着実な対応や環境負荷の低減、大規模災害への備えなど、社会課題に対応した適正処理を推進します。また、国内外からの観光客に対し、ポイ捨て防止の啓発を強化し、観光客の理解と協力を得ながら清潔で美しいまちの実現に取り組みます。

さらに、ごみ収集事業の一層のコスト削減と効率化を進めるとともに、より安全かつ安定したごみ処理体制を環境施設組合と連携して整備します。

加えて、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）や事業者との連携による国際協力を推進し、海洋ごみなど、地球規模のごみ問題の解決に取り組みます。

3-(1) 社会課題に対応した適正処理の推進

- 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ふれあい収集（ごみの持出しサービス）を実施します。また、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、希望する方については、返事がない、ごみが出されていないという場合、予め登録された連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスを実施します。
- 事件・事故等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみの収集輸送業務を行い、事件・事故等の発見時には必要な初動対応を行うなど、業務の中で市民の安全確保に向けた取組（ふれあいあんしんパトロール）を実施します。
- ごみ収集車にGPSを搭載し、IoT¹⁴の活用によって稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築します。また、ごみ収集車のドライブレコーダー映像を活用し、安全な収集輸送業務を実施するとともに、道路・街路樹の管理や防災対策等の取組みに活用します。
- ごみ収集車にエコカー¹⁵を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、3Rを推進して焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

¹⁴ IoT：IoT（Internet of Things）とは、モノのインターネットと呼ばれている。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、モノがインターネットを経由して通信することを意味する。

¹⁵ エコカー：低燃費かつ低排出ガス認定車及び次世代自動車（電動車等）をいう。（「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」より）

- ごみの焼却処理事業においては、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、焼却工場の適切な運営・施設管理を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。
- 大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を、環境施設組合と連携して整備していきます。

3-(2) 清潔で美しいまちづくりの推進

① まちの美化推進

- 「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、空き缶等のポイ捨て等を防止するとともに、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回収容器の設置とその適正管理を義務付け、国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを推進します。
- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を行います。
- 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰を行うなど、ボランティア団体の定着と活性化を図ります。また、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかけます。
- 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかけます。

② 観光客への啓発の強化

- 観光客の増加が著しいエリアにおいて、ポイ捨てごみの散乱が大きな問題となっていることから、国内外からの観光客に対する啓発を強化します。
- 地域や観光関連事業者の皆さんとも連携しながら、地域の実情に即した環境美化の取組を推進します。

③ 路上喫煙対策

- 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、令和 7 年 1 月 27 日から、市内全域における路上喫煙を禁止しています。
- 市内全域における路上喫煙禁止の実効性を確保するために、喫煙者と非喫煙者が共存できる喫煙環境の整備のほか、啓発指導体制の強化、啓発表示や情報発信を着実

に行うなど、区役所及び関係局と連携しながら取組を進めます。

- 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラルの向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図ります。

④ はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための取組を実施します。

⑤ いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている、いわゆる「ごみ屋敷」対策について、「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保します。

3-(3) ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみ処理能力の確保

- 家庭系ごみ収集輸送業務については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、環境事業センターの集約化など、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざします。
- ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携のもと、より効率的な運転管理体制を構築するとともに、ごみ処理量の推移を見極めつつ、将来にわたるごみ量の増減を見据えたごみの焼却能力を確保する取組を進めます。
- 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討します。

3-(4) 3Rや適正処理の推進に係る検討・調査

- 持続可能な循環型社会の形成に向け、容器包装リサイクル制度及び「プラスチック資源循環法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実施について、「拡大生産者責任¹⁶」の考え方を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等へ働きかけます。
- 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化が図られるよう、再生利用業の指定制度等のさらなる活用について検討します。
- 他都市におけるリサイクルルートの導入事例などを研究し、現行法との整合性や大阪市が導入するにあたっての実現可能性などを検証したうえで、新たなリサイクルの手法を検討します。
- 施策効果等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施します。

3-(5) 国際協力の推進

- 国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組を世界に発信します。
- アジア諸都市等の3Rと適正処理を支援するため、都市間協力を推進します。

¹⁶拡大生産者責任〔EPR（Extended Producer Responsibility）〕：生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

8 ごみの処理

(1) ごみの区分と処理主体

大阪市が令和7（2025）年度当初時点で行っているごみの処理は次のとおりです。
国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

〈図4〉大阪市のごみ処理フロー



※1 北区・都島区は委託。また、西区・港区・大正区においては、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集を民間委託により実施

※2 大阪市(委託)が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理している。

※3 許可業者が収集するアパート・マンションから排出される資源ごみ・容器包装プラスチックを示す。

(2) 収集運搬

ア 家庭系ごみの収集運搬

(ア) 大阪市が直営又は委託により収集するごみ

本市職員もしくは委託業者が各戸収集を基本として収集し、焼却工場等の処理施設に搬入します。

普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源、衣類並びに袋に入れて出される古紙及び粗大ごみの排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

【ごみの収集区分及び頻度】

- 普通ごみ 週 2 回収集
 - ・ 生ごみ、陶磁器類等のほか、最大の辺又は径が 30 cm 以内のものあるいは棒状で 1 m 以内の分別収集対象品目以外のもの
- 資源ごみ 週 1 回収集
 - ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類
- プラスチック資源 週 1 回収集
 - ・ ペットボトルを除くプラスチック製容器包装、100%プラスチック素材でできている製品
- 古紙 週 1 回収集
 - ・ 新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙
- 衣類 週 1 回収集
 - ・ 衣類
- 粗大ごみ 申込の都度収集
 - ・ 最大の辺又は径が 30 cm を超えるものあるいは棒状で 1 m を超えるもの、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるもの
 - ・ 粗大ごみ収集受付センターにインターネットや電話等で申し込み、品目に応じた手数料を「粗大ごみ処理手数料券」の購入またはキャッシュレス決済（インターネット受付のみ）により支払う。「粗大ごみ処理手数料券」を購入した場合は、手数料券に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。キャッシュレス決済により支払いを行った場合は、受付番号又は氏名を粗大ごみに明示して指定された収集日に排出する。
- 拠点回収品目 随時回収品目
 - ・ 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、マタニティウェア等、インクカートリッジ、使用済小型家電、リチウムイオン電池等について、回収場所を設け拠点回収を行う。また、マタニティウェア等、蛍光灯及びリチウムイオン電池等は、電話等申込により本市職員が家庭まで訪問回収を行う。

○ 管路輸送（真空式ごみ収集方式）

- ・ 南港ポートタウンでは「真空式ごみ収集方式」により許可業者が収集し、処理施設に搬入する。

(イ) (ア)以外の方法によるごみ

排出者自らが、処理施設に搬入します。なお、排出者の意向により、許可業者が収集運搬し、処理施設に搬入することがあります。

イ 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、排出者が自ら、または排出者との契約により許可業者が、処理施設に搬入します。袋によりごみを排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

なお、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収集運搬することがあります。

ウ 環境系ごみの収集運搬

(ア) 道路清掃ごみ

主要幹線道路については委託業者が、また、市民協力の困難な場所等においては本市職員が、必要な清掃を行い、収集したごみを処理施設に搬入します。

(イ) 不法投棄ごみ

本市職員が迅速に収集し、適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により回収されたごみについても、本市職員が収集し、処理施設に搬入します。

(ウ) 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導します。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組みます。

さらに、市民モラルの向上を喚起するため、広報活動を行います。

(エ) 河川清掃ごみ

大阪市が管理する河川の水面に浮遊するごみについては、委託業者が収集を行い、処理施設に搬入します。

エ 犬・猫等の死体の処理

家庭で飼われていた犬や猫等のペットの死体や道路上のへい死動物については、本市職員が収集し、委託により民間処理施設で適正に処理します。なお、実験動物の死体等については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

オ 胞衣汚物の処理

胞衣汚物については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

(3) 処理処分

ア ごみ処理事業の運営形態

ごみの収集輸送、中間処理（選別等）は、大阪市が行い、中間処理（焼却・破碎）と最終処分については、環境施設組合が行います。

イ 中間処理

(ア) 焼却処理

- 3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、ごみの減容化・減量化を図ります。

可燃性ごみは、環境施設組合が全量焼却し、粗大ごみ等は環境施設組合が破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理します。

- 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。

(イ) 資源化

- 破碎設備

粗大ごみ等は環境施設組合が破碎設備において破碎処理を行い、破碎処理後の金属を回収し資源化を行います。

- 資源ごみ中継地

資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者がアパート・マンションから収集し焼却工場に設置したコンテナに搬入した資源ごみについては、民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡して資源化します。

- プラスチック資源中継施設

プラスチック資源中継施設及び許可業者がアパート・マンションから収集し焼却工場に設置したコンテナ等に搬入したプラスチック資源については、民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して資源化します。

認定再商品化計画に基づく再商品化施設に搬入したプラスチック資源については、再商品化事業者において異物除去を行ったうえで、再商品化します。

- 民間資源化施設

- ・ 古紙及び衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡して資源化します（収集運搬業務の委託業者自らが資源化する場合があります）。
- ・ 乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、リチウムイオン電池等及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事業者に引き渡して資源化します。
- ・ インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引き

渡して資源化します。

- ・ 使用済小型家電は、「小型家電リサイクル法」に基づく国の認定事業者に引き渡して資源化します。

ウ 最終処分

焼却灰は、環境施設組合が北港処分地（夢洲）又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行います。

北港処分地(夢洲)は、大阪市唯一の最終処分場であることから、「大阪湾フェニックス計画」¹⁷に参画して大阪湾広域処理場で埋立処分を行うなど、その延命化に努めています。

今後も引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化などにより可能な限り最終処分場の延命化を図るとともに、北港処分地（夢洲）以降の最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」が円滑に推進するよう、関係先との調整等取組を進めます。

¹⁷「大阪湾フェニックス計画」:最終処分場の確保が困難な状況にある近畿圏の2府4県を処理対象区域とし、府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処分場計画。

(4) 施設一覧（令和7年2月1日現在）

〈表5〉環境事業センター

名称	所管区域	所在地
東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

〈表6〉焼却工場【環境施設組合が所管】

名称 所在地	規模	処理能力	竣工	余熱利用
鶴見工場 鶴見区焼野 2-11-5	300t/日 ×2基	600t/日	平成元年度	発電(12,000kW):近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(14,500kW):エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	差替		発電(12,800kW):八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基			発電(32,000kW):舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900t/日	平成14年度	発電(27,400kW):近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400t/日	平成21年度	発電(10,000kW)

※上記施設のほかに住之江工場が更新のため休止中。

〈表7〉破碎設備【環境施設組合が所管】

名称	規模	竣工	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

〈表 8〉資源ごみ中継地

名称	竣工	所在地
西北方面中継地	平成6年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 西北環境事業センター敷地内
西南方面中継地	平成6年度	大阪市大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成13年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内
鶴見中継地	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

〈表 9〉プラスチック資源中継施設

名称	竣工	所在地
西淀中継施設	平成15年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内
平野中継施設	平成17年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合局東淀工場敷地内
鶴見中継施設	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

〈表 10〉管路輸送施設（休止中）

名称	導入年月	所在地
管路輸送センター	昭和52年11月	住之江区南港中6-2-28南港ポートタウン

※空気輸送方式は廃止（H31.3末）、真空式ごみ収集方式を導入予定、中継施設としてセンターは使用予定。

〈表 11〉最終処分場

(1)埋立処分場

名称	位置	埋立開始年月	規模	埋立期限
北港処分地(夢洲1区)	此花区夢洲東1丁目地先	昭和60年6月	埋立面積 641,000㎡ 埋立容量 11,690,000㎡	令和7年11月
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平成21年10月	埋立面積 950,000㎡ 埋立容量 14,000,000㎡	令和14年3月

(2)中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

（５）適正処理対策

ア 排出禁止物の指定

収集車両の火災事故や処理施設の故障の原因となる危険物等については、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18 条により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、販売店やメーカー等により回収・処理されるよう、市民に対し相談窓口等の情報提供を行うことで、適正処理の徹底を図ります。

【排出禁止物】

- 有害性のある物
硫酸等の劇薬、殺虫剤等の農薬等
- 危険性のある物
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
- 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
- 著しく悪臭を発する物
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
- 特別管理一般廃棄物
エアコン、テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）
使用部品、感染性廃棄物等
- その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物
オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タイヤ等

イ 医療系廃棄物

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れて治療を受けている医療機関へ返却するよう啓発を行い、医療機関による自主回収へ誘導します。

ウ 特別管理一般廃棄物

- 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。

- 「廃棄物処理法」施行令第1条第1号に掲げるもの¹⁸に含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとします。
- 「廃棄物処理法」施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設¹⁹から生じるばいじんの処理は環境施設組合が行います。

エ 適正処理困難物

「廃棄物処理法」第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物²⁰については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行います。

オ 市域外ごみ及び産業廃棄物対策

大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設における搬入物検査や排出源調査を実施するなど、適正搬入対策を継続します。

カ 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、それに係る費用を排出者が負担することが定められているため、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外しています。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を行います。

キ 水銀含有廃棄物

「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回収等を行っている乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計については、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設において水銀の適正処理及び再資源化を推進します。

ク フロン含有廃棄物

¹⁸廃棄物処理法施行令第1条第1号に掲げるもの:廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ

¹⁹廃棄物処理法施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設:環境施設組合の焼却工場

²⁰廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物:

(1)廃ゴムタイヤ（自動車用）、(2)廃テレビ受像機（25型以上）、(3)廃電気冷蔵庫（250リットル以上）、
(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕

冷媒としてフロンを使用・含有している家電製品（除湿機、冷風機、冷水機、製氷機、ウォーターサーバーなどの一部）や一般家庭で使用されていた「業務用エアコン」「業務用冷凍冷蔵機器」については、大阪市では収集を行わず、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づく適正処理を推進します。

9 災害対策

地震や風水害等の自然災害の発生、特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震では、地震や津波の被害による災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い、生活ごみについても平時のような収集・処理を行うことが困難になることが想定されます。

そのため、大規模災害の発生により一時的・大量に発生する災害廃棄物や避難所で発生するごみ・し尿の処理などに対して、事前に十分な準備をしておく必要があります。

こうしたことから、「大阪市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と、発災時における災害廃棄物処理に関する市の基本方針を示すものとして、「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を策定しています。

また、本計画に基づく対応を円滑に進めるため、「業務実施マニュアル」を別途策定しています。

なお、自然災害等が発生し、被災市町村からごみ処理の要請があった場合には、相互応援に関する協定等に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、大阪市のごみ収集輸送能力の範囲内で災害ごみの収集運搬を実施します。

10 生活排水（し尿等）の処理

大阪市の水洗化率は平成 30 年度末時点においてほぼ 100%を達成していますので、「し尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めます。

11 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

なお、進行管理にあたっては、大阪市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、審議を経るとともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。

また、必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」に反映するとともに、国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

第4章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本事項

(1) 策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。

国連食糧農業機関(FAO)によると、世界では年間約 13 億トンの食品ロスが発生し、人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1が廃棄されています。一方で、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約7億3千万人と推定されています。

食品ロスの発生は、食品そのものが無駄になるだけでなく、生産・製造・流通・販売・消費・廃棄までの工程に用いられた多くの資源やエネルギーの浪費にもつながります。食品ロスの削減は、家計負担や廃棄物処理に係る財政支出の削減、さらには温室効果ガス排出量の削減による気候変動の抑制や、生物多様性の損失を抑えることも期待できるものです。

また、食品ロスの削減は、国際的に重要な取組課題となっており、平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)では、「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減する」と目標設定され、国際的に重要な取組課題となっています。

国においては、令和元(2019)年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、消費者、事業者などの各主体の責務が明記されるとともに、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが定められ、「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」の策定に努めることとされました。

大阪市は、人口及び都市機能が高密度に集積しており、約 279 万人の市民が暮らし、約 353 万人の昼間人口(令和 2 年国勢調査)が集う市域内には、多くの飲食店、ホテル、食品販売店など食品関連産業が集積し、さらに近年は、多くのインバウンドが訪れ、大型集客施設の開業が相次いでおり、日々膨大な食品ロスが発生しています。

こうした状況を踏まえ、市民・事業者・来阪者・行政が一体となって食品ロス削減に取組み、廃棄物の減量とともに環境や社会問題の解決に資するため、「大阪市食品ロス削減推進計画」を策定します。

（２）計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、本市の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」における施策の一つとして位置付けるものとします。

また、「大阪市食育推進計画」をはじめとする各種計画とも整合性を図るものとします。

（３）計画期間

令和 8(2026)年度から令和 20(2038)年度までの 13 年間とし、令和 14(2032)年度を目途として中間見直しを実施します。

また、国の施策や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 食品ロスの現状

(1) 食品ロスの発生要因

食品廃棄物（生ごみ）は、本来食べられるもの（可食部分）と、野菜の芯や魚の骨など元々食べることができないもの（非可食部分）に分けられます。

食品ロスは、食品廃棄物（生ごみ）のうち、本来食べられるもの（可食部分）であるにもかかわらず捨てられてしまっているものです。

食品ロスは、生産、製造、流通、販売、消費といったフードサプライチェーンのあらゆる段階で発生しています。

家庭における主な食品ロスは、消費段階において発生するものとなっており、食材の買いすぎや、作りすぎ・好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの（食べ残し）、冷蔵庫等に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして食べられずに廃棄されたもの（手つかず食品）などが食品ロスとして捨てられています。

事業所における主な食品ロスは、食品製造業では製造工程のロスや返品などが、食品卸売・小売業では返品や納品期限切れ、売れ残りなどが、外食産業では調理時のロスや客の食べ残しなどが食品ロスの原因となっています。

食品ロスの要因と対策

		主な食品ロスの発生要因	削減方法 (Reduce)	活用方法 (Reuse)
フード サ プ ラ イ チ ェ ー ン	農業／水産業者	○規格外食材、 流通できなかった食材	○新たな価値への 転換	○フードバンク への提供 ○新たな食品価値 への転換
	食品製造業者	○商慣習 ○規格外品による返品や廃棄	○食品ロスにしない 製造・工夫	
	食品卸売業者		○商慣習の見直し	
	食品小売業者	○販売機会の損失をおそれた多量発注	○需要に見合った 販売等の推進	
		○消費者の過度な鮮度志向や 期限表示の理解不足による売れ残り	○消費者への啓発	
	外食産業業者	○消費者の食べ残し	○食べきりの工夫 ○消費者への啓発	
	消費者	○食べ残し ・作りすぎ	○消費者への啓発	○おすそ分け ○シェア ○フードドライブ
		○直接廃棄 ・買いすぎ ・消費・賞味期限切れ(使い忘れ) ・もらい物等の好みが合わない		

※「食品ロス削減ハンドブック（令和 6 年度版）消費者庁」を参考に作成

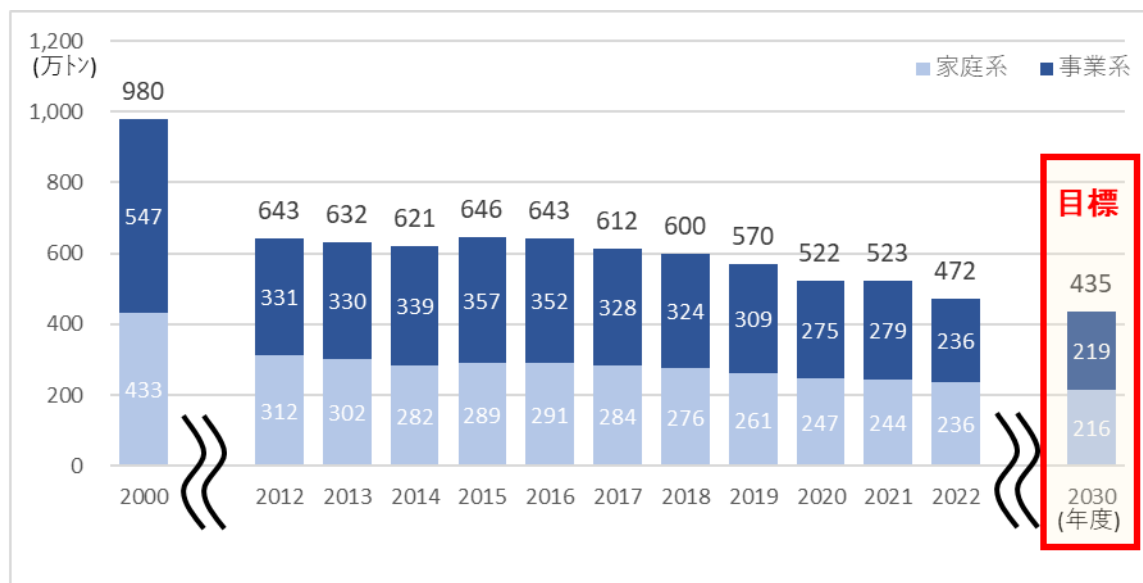
（２）国における食品ロス量の状況

国における令和４（２０２２）年度の食品ロス量は、家庭系が 236 万トン、事業系が 236 万トン、全体で 472 万トンとなっています。これは、約 4 兆円の経済損失にあたるとともに、食品ロスによる温室効果ガス排出量は 1,046 万トン-CO₂ に上ると推計されています。

国においては、家庭系・事業系いずれも食品ロス量を 2000 年度比で 2030 年度までに半減させる目標を設定し、消費者への啓発や食品関連事業者による取組を促進してきたところ、事業系食品ロス量については、令和４（２０２２）年度に 8 年前倒しで目標を達成しました。これは、新型コロナウイルスによる市場の縮小等の影響があったものの、商慣習の見直しなど食品関連事業者の食品ロス削減の取組が着実に進められてきた成果であると考えられています。

しかしながら、我が国の食品ロス量 472 万トンは、国連世界食糧計画（WFP）による食料支援量（約 480 万トン）とほぼ同等となっており、一層の食品ロス削減が求められるため、令和 7（2025）年 3 月には、新たな事業系食品ロス削減目標として、2000 年度比で 2030 年度までに 60% 減とする目標が決定される見込みとなっています。

■国における食品ロス量の推移



（３）大阪市における食品ロス量の状況

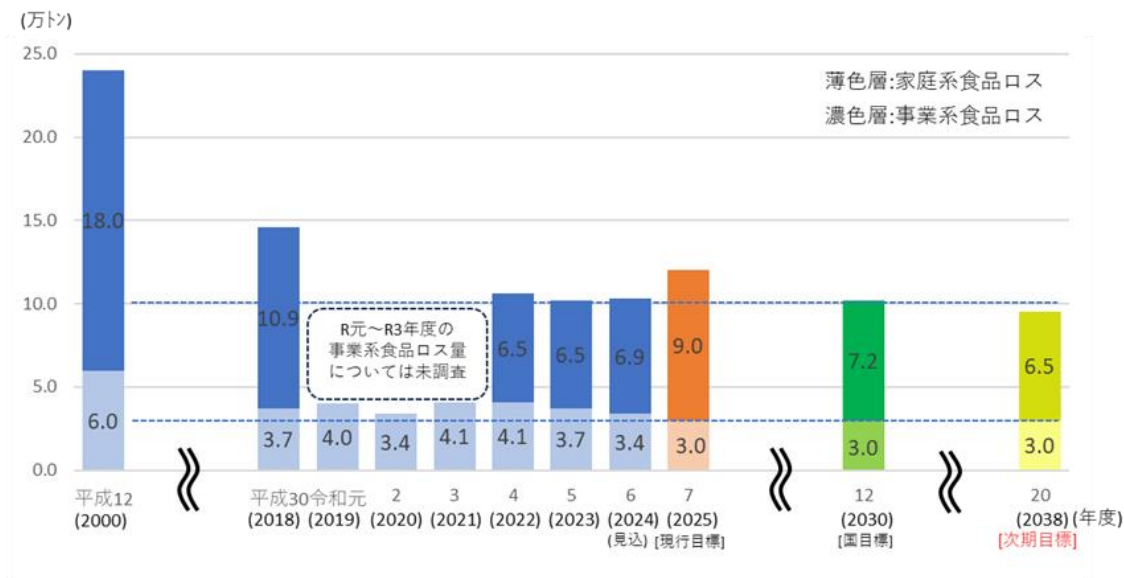
大阪市における令和 6（2024）年度の食品ロス量は、家庭系が 3.4 万トン、事業系が 6.9 万トン、合計 10.3 万トンと推計しています。

令和 2（2020）年 3 月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画【改定計画】」においては、ごみ減量の分野別目標として、食品ロス量を令和 7（2025）年度までに平成 12（2000）年度比で半減とする削減目標を設定していました。

家庭系については、近年減少傾向となっているものの、基準年度比半減とする目標の達成に向け、引き続き削減に取り組んでいく必要があります。

一方、事業系については、令和 6（2024）年度の推計量が、平成 12（2000）年度比で 62%減となっており、国の新たな削減目標の水準をも達成している状況となっていますが、今後、インバウンドのさらなる増加も見込まれているため、食品ロス量の推移を注視していく必要があります。

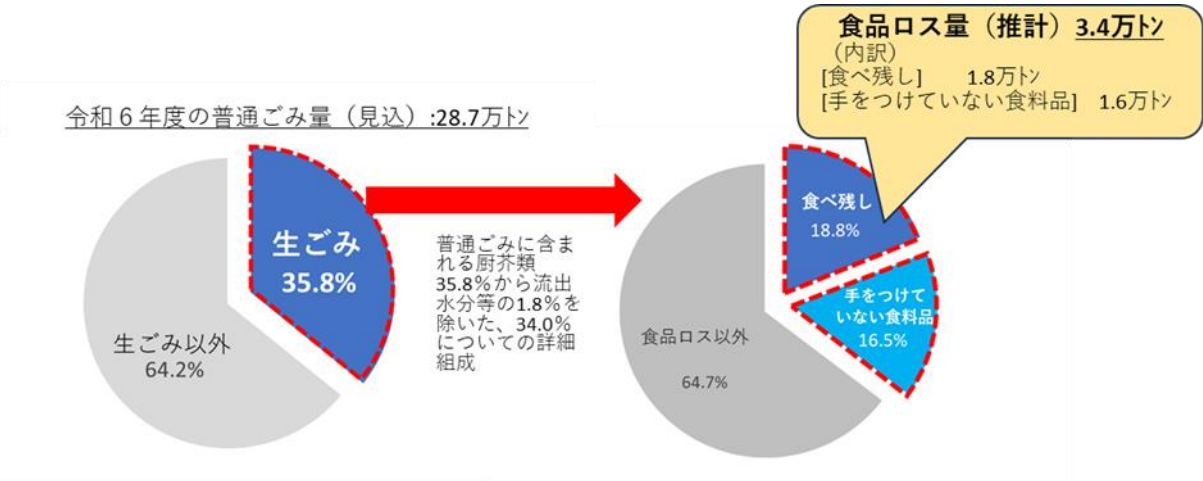
■本市における食品ロス量の推移



（４）家庭から排出される食品ロス量の内訳

令和 6（2024）年度に実施した家庭系ごみ組成分析調査では、家庭から排出された生ごみ（約 9.8 万トン）に占める食品ロス量の割合は約 35%で、3.4 万トンもの量が食べられるのに廃棄されています。

その内訳は、食べ残しが約 55%（1.8 万トン）、消費期限切れ等で手をつけずに直接捨てられた食品が約 45%（1.6 万トン）となっています。





※ある地域（約 200 世帯）の 4 日分のごみから出てきた手つかずの食品
（令和 6 年度家庭系ごみ組成分析調査から）

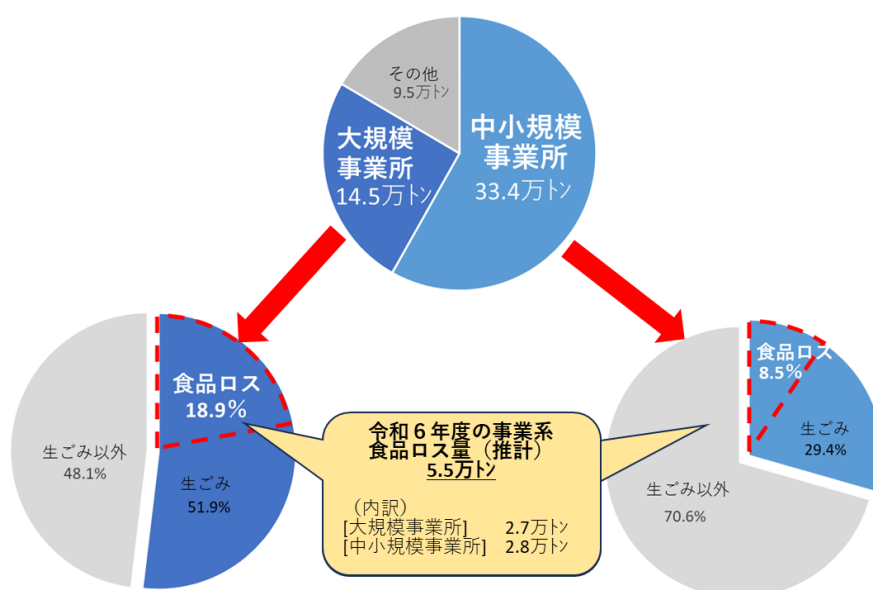
（５）事業所から排出される食品ロス量の内訳

事業系ごみ排出実態調査によると、事業所から排出された生ごみ（約 17.1 万トン）に占める食品ロス量の割合は約 3 割で、5.5 万トンが廃棄されています。

大阪市の事業系ごみ量の約 25% を占める大規模事業所を対象とした令和 5（2023）年度調査によると、大規模事業所から排出されるごみでは、生ごみが 51.9% を占めるとともに、約 4 割が食品ロスとなっています。

一方、事業系ごみ量の約 57% を占める中小規模事業所を対象とした令和 4（2022）年度調査によると、中小規模事業所では、排出されるごみのうち生ごみは 29.4% と大規模事業所より低く、食品ロスの割合も 3 割を下回っています。

令和 6 年度事業系ごみ収集総量（見込）：57.4 万トン



（６）現状を踏まえた課題と取組の方向性

大阪市の家庭から排出されている生ごみの約 35%が、食べられるのに捨てられている食品ロスとなっています。「食」を大切にする意識を醸成するとともに、計画的な食材購入や調理、食品の適切な管理など、食品ロスを減らす実践行動を促進していく必要があります。

また、事業所から排出されている食品ロスを効果的に削減していくためには、大規模オフィスビルにおける飲食店やホテル、店舗ビル等を対象として食品ロス削減に取り組んでいく必要があります。

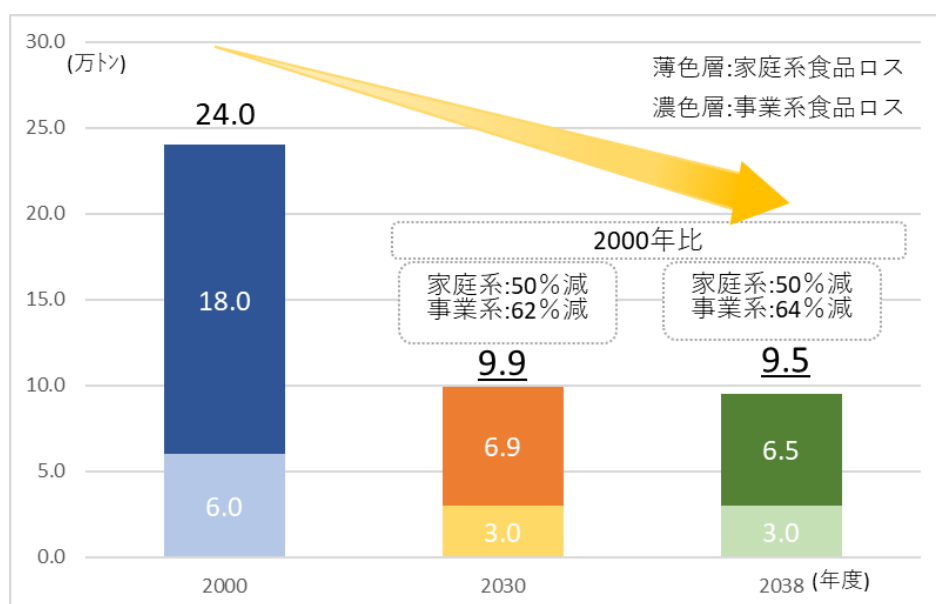
さらに、今後、インバウンドをはじめとする観光客の増加が見込まれることから、そうした来阪者が排出する食品ロスの削減に向けた取組も検討していく必要があります。

3 削減目標

大阪市においては、国の 2030 年度までの食品ロス削減目標を踏まえつつ、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の計画目標である「令和 20（2038）年度のごみ処理量 84 万トン」と整合する食品ロス削減目標を設定します。

家庭系食品ロスについては、2000 年度比で 2030 年度までに半減とする国の削減目標を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の計画年度である令和 20（2038）年度までに、2000 年度比で 50%を上回る削減を目指します。

事業系食品ロスについては、既に国の新たな削減目標の水準を上回っていることを踏まえるとともに、社会経済状況の活性化やインバウンドが増加する状況下においても削減の取組を進め、令和 20（2038）年度までに 64%減とすることを目標とします。



4 推進する施策

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが「食」を大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。

市民・事業者・来阪者・関係団体の皆さんの間で、「食」を大切にする意識が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費の各段階における食品ロスの削減に向けた具体的な取組が実践されるよう、働きかけを実施します。

また、好事例の普及拡大を図ることで、市内全域での取組につなげていきます。

(1) 「食」を大切にする意識の醸成

① 食品ロスに関する情報発信の充実

- ・食品ロスの現状についてデータに基づくわかりやすい広報・啓発を実施し、食品ロス削減意識の向上に努めます。
- ・SNS等を活用し、食品ロス削減に向けて積極的な情報発信を実施します。
- ・食品ロス削減月間（10月）に合わせた集中的な情報発信を実施します。
- ・各種環境イベントのほか、区民まつりや食育まつり、消費者フェアなど各種イベントの場を活用し、食品ロス削減の啓発を実施します。

② 環境教育・学習の推進

- ・小学校への出前授業や小中学生向け副読本「おおさか環境科」において食品ロス問題を取り扱い、環境教育を推進します。
- ・食品ロス削減をテーマとする出前講座や講演会等を実施します。
- ・食生活教室等の食育事業や消費者教育において、食品ロスに関する意識の向上を図ります。

(2) 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

① 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ

- ・食材の「使いきり」・料理の「食べきり」のため、定期的な在庫チェックによる期限表示の確認や食材の適量購入、適量調理、料理の冷蔵・冷凍保存を呼びかけます。あわせて、ごみ排出時の「水きり」についても啓発します。
- ・賞味期限・消費期限の正しい理解を促進します。

② 調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室（エコクッキング）の開催

- ・計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない”「エコクッキング」の取組を、地域や食育等関連行政機関とも連携しながら広めます。

③ 食材を使いきるレシピの普及拡大

- ・食品ロス削減レシピ（YouTube 動画）をホームページに掲載し、実践を呼

びかけます。

- ・食材と栄養をムダにしない「えこレシピ」（大阪市食生活改善推進員協議会と協働で作成）をホームページに掲載し、実践を呼びかけます。

④ ローリングストックの普及促進

- ・災害に備えて、普段から食品を少し多めに買い置きし、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つ方法である「ローリングストック」の普及を促進します。
- ・備蓄食材をおいしく消費できるような調理（ローリングストッククッキング）の普及啓発により、災害への備えと食品ロス削減の啓発を図ります。

⑤ フードドライブの推進

- ・家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉協議会等を通じて食の支援を必要とする団体等に譲渡する「フードドライブ」活動が、市民にとって身近な取組みとなるよう、事業者・NPO 等との連携を図りながら拡大を図り、食品ロスの削減を生活困窮者への支援につなげます。

（３）事業者への食品ロス削減に向けた働きかけ

① 特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化

- ・特定建築物における食品関連事業者や食品廃棄物を多量に排出する大規模事業所に対し、食品ロス削減の啓発指導を実施します。
- ・「特定建築物廃棄物管理責任者講習」において、食品ロス削減に向けた啓発や情報提供を実施します。

② 中小規模事業所への排出指導の推進

- ・生ごみの組成割合が多い業種の事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発指導を実施します。

③ 給食提供施設への啓発指導の実施

- ・社会福祉施設等への指導監督における残食調査等の機会を活用し、食品ロス削減にかかる意識の醸成に努めます。

④ 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組みの推進

- ・外食時の食べ残しを削減し、飲食店等における食品ロス削減を図るため、「食べきり」の促進策として「大阪市食べ残しゼロ推進店舗」の登録拡大を図るとともに、市民・来阪者への認知度を高めていきます。
- ・飲食店等で食べ残しの「持ち帰り」を促進するため、飲食店等に対して「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和 6（2024）年 12 月消費者庁・厚生労働省作成）を周知するとともに、市民に対しドギーバッグ（持ち帰り容器）等の活用について普及啓発を実施します。
- ・会食や宴会のときに発生する食べ残しを減らすための 30・10（さんまるい

ちまる）運動を進めます。

⑤ 来阪者に対する啓発の推進

- ・インバウンドに向けた「食べ残し削減」の多言語版ポスターやリーフレット、メッセージカードを作成し、飲食店やホテル等と連携して掲示、配布し、外国人旅行者による食品ロス削減を図ります。
- ・今後も増加が予想される来阪者に対する効果的な食品ロス削減施策について、関係機関とも連携して検討します。

⑥ 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進

- ・飲食店等と消費者（市民等）をマッチングし、飲食可能な状態にありながら、廃棄されてしまう可能性の高い調理品や食料を提供する「フードシェアリングサービス」の活用を促し、事業所から発生する食品ロス削減を図ります。
- ・関係団体や民間事業者と事業連携協定を締結し、食品ロス削減に関する施策を実施します。
- ・小売事業者等と連携し、「てまえどり」などの購買行動が食品ロス削減につながることを消費者（市民等）に周知します。
- ・食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロス削減に向けた働きかけを行います。また、食品ロス削減の好事例を広報し、取組を広げます。

（４）行政による率先取組

① 災害用備蓄食品の有効活用

- ・本市の災害用備蓄食品について、賞味期限を考慮した更新の際、賞味期限前の食品について、地域における防災訓練での活用（参加者への配布により自宅での備蓄を促進）やフードバンク活動への提供等を中心に有効活用を進め、食品ロス削減を図ります。

② 給食における残食削減の取組

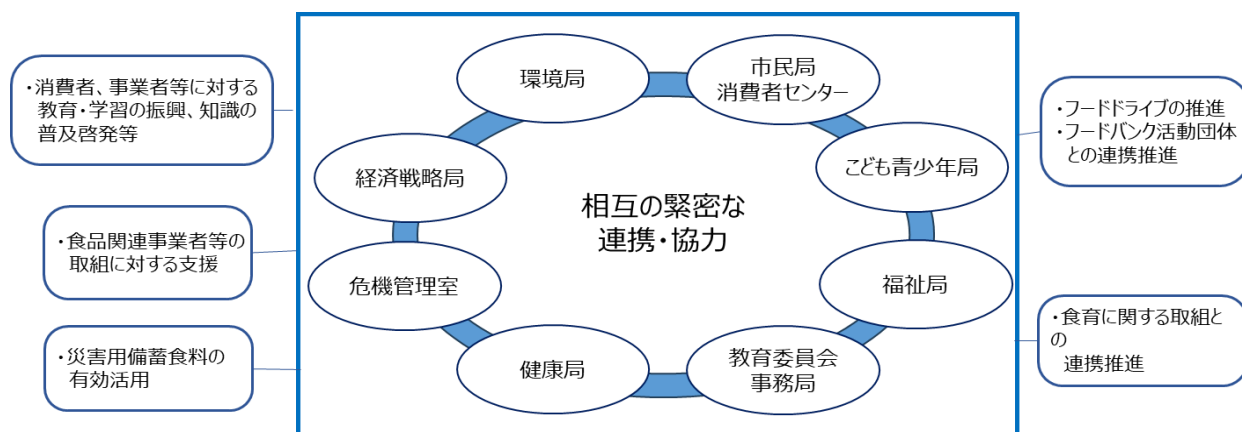
- ・学校給食においては、必要な給食数及び食材量を把握し、発注においてできる限り食品ロスが生じないように取り組むとともに、給食指導の取組により残食率の低下に努めます
- ・給食提供施設においては、残食調査等の結果を献立に反映しているかの確認を通して、残食を減らし食品ロスの削減につなげていきます。

③ 大阪市役所における取組の推進

- ・大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進します。また、「大阪市環境基本計画推進連絡会」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用するなどにより、本市職員の食品ロスの意識向上を図ります。

5 計画の推進体制

本計画の施策、事業については、関係各局の取組の連携を図るために庁内に設置した「大阪市食品ロス削減推進連絡会」を通じて組織横断的に連携しながら推進していきます。



6 計画の進行管理

定期的実施しているごみの組成分析調査を活用し、市域で発生する食品ロスの発生状況を把握し、本計画の施策・事業の進捗状況について、PDCA サイクルに基づく進行管理を実施します。

進行管理にあたっては、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」へ報告し、審議を経るとともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。